

基本計画書

基		本				計			画
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンカナザワダイガク 国立大学法人金沢大学								
フリガナ大学の名称	カナザワダイガク 金沢大学 (Kanazawa University)								
大学本部の位置	石川県金沢市角間町								
大学の目的	<p>金沢大学は「人類の知的遺産を継承・革新し、地域と世界に開かれた大学」を基本理念とし、「教育を重視した研究大学」の実現を目標とする。また、教育研究の基本方針として、①多様な学生の受入れと優れた人材の育成、②基礎から実践に至る幅広い知の創造、③新しい学問の開拓と産業の創出、④地域と国際社会への貢献、⑤知の拠点としての情報発信の5つの柱を掲げる。</p> <p>金沢大学は以上のことを、「学問の自由」の立場に立って自主・自律的に推進する。さらに、地域に根ざした活動を展開し、環日本海域を中心とする東アジアの拠点として全世界に情報発信し、社会的な責任と使命を果たすことを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）、「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和6年11月20日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連盟通知）を踏まえ、地域の医師確保及び研究医養成に対応するため、令和8年度の11名の臨時定員増を申請する。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	融合学域 [College of Transdisciplinary Sciences for Innovation]	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	石川県金沢市角間町
	先導学類 [School of Entrepreneurial and Innovation Studies]	4	55	3年次 25	270	学士（学術） [Bachelor of Arts and Sciences]	経済学関係、社会学・社会福祉学関係、工学関係、保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係を除く。）	令和3年4月 第1年次 令和5年4月 第3年次	
	観光デザイン学類 [School of Tourism Sciences and Design]	4	55	3年次 15	250	学士（学術） [Bachelor of Arts and Sciences]	社会学・社会福祉学関係	令和4年4月 第1年次 令和6年4月 第3年次	
	スマート創成科学類 [School of Smart Technology and Innovation]	4	55	3年次 20	260	学士（学術） [Bachelor of Arts and Sciences]	社会学・社会福祉学関係、工学関係	令和5年4月 第1年次 令和7年4月 第3年次	
	人間社会学域 [College of Human and Social Sciences]								石川県金沢市角間町
	人文学類 [School of Humanities]	4	138	—	552	学士（文学） [Bachelor of Arts]	文学関係、社会学・社会福祉学関係	平成20年4月 第1年次	
	法学類 [School of Law]	4	150	—	600	学士（法学） [Bachelor of Law]	法学関係	平成20年4月 第1年次	
	経済学類 [School of Economics]	4	131	—	524	学士（経済学） [Bachelor of Economics]	経済学関係	平成20年4月 第1年次	
	学校教育学類共同教員養成課程 [Joint Institute of Teacher Education, School of Teacher Education]	4	85	—	340	学士（教育学） [Bachelor of Education]	教育学・保育学関係	令和4年4月 第1年次	
地域創造学類 [School of Regional Development Studies]	4	83	—	332	学士（地域創造学） [Bachelor of Regional Development Studies]	文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、体育関係	平成20年4月 第1年次		
国際学類 [School of International Studies]	4	81	—	324	学士（国際学） [Bachelor of Arts in International Studies]	文学関係、法学関係	平成20年4月 第1年次		

新設学部等の概要	理工学域 [College of Science and Engineering]										石川県金沢市角間町	
	数物科学類 [School of Mathematics and Physics]	4	78	3年次 5	322	学士（理学） [Bachelor of Science]	理学関係	平成20年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	物質化学類 [School of Chemistry]	4	78	3年次 4	320	学士（理学） 又は 学士（工学） [Bachelor of Science] [Bachelor of Engineering]	理学関係、工学 関係	平成20年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	機械工学類 [School of Mechanical Engineering]	4	89	3年次 10	376	学士（工学） [Bachelor of Engineering]	工学関係	令和7年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	フロンティア工学類 [School of Frontier Engineering]	4	108	3年次 5	442	学士（工学） [Bachelor of Engineering]	工学関係	令和7年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	電子情報通信学類 [School of Electrical, Information and Communication Engineering]	4	116	3年次 7	478	学士（工学） [Bachelor of Engineering]	工学関係	平成30年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	地球社会基盤学類 [School of Geosciences and Civil Engineering]	4	94	3年次 7	390	学士（理学） 又は 学士（工学） [Bachelor of Science] [Bachelor of Engineering]	理学関係、工学 関係	平成30年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	生命理工学類 [School of Biological Science and Technology]	4	56	3年次 2	228	学士（理学） 又は 学士（工学） [Bachelor of Science] [Bachelor of Engineering]	理学関係、工学 関係	平成30年4月 第1年次 令和2年4月 第3年次				
	医薬保健学域 [College of Medical, Pharmaceutical and Health Sciences]											
	医学類 [School of Medicine]	6	111 (100)	2年次 5	636 (625)	学士（医学） [Bachelor of Medicine]	医学関係	令和8年4月 第1年次 平成22年4月 第2年次		石川県金沢市宝町13-1	令和7年9月 意見伺い 医薬保健学域医学類の今回の11名の入学 定員の増員は、令和8年度のみ臨時定員 増である。 また、医薬保健学域医学類の令和7年度に おける収容定員は697名である。	
	薬学類 [School of Pharmacy]	6	65	—	390	学士（薬学） [Bachelor of Pharmacy]	薬学関係	平成20年4月 第1年次		石川県金沢市角間町		
	医薬科学類 [School of Medical and Pharmaceutical Sciences]	4	18	—	72	学士（生命医 科学）[Bachelor of Medical Sciences] 又は 学士（創薬科 学） [Bachelor of Pharmaceutical Sciences]	薬学関係、保健 衛生学関係（看 護学関係及びリ ハビリテーショ ン関係を除 く。）	令和3年4月 第1年次		石川県金沢市角間町		
	保健学類 [School of Health Sciences]											
看護学専攻 [Department of Nursing]	4	79	—	316	学士（看護 学） [Bachelor of Nursing]	保健衛生学関係 （看護学）	平成20年4月 第1年次		石川県金沢市小立野5-11-80			
診療放射線技術学 専攻 [Department of Radiological Technology]	4	40	—	160	学士（保健 学） [Bachelor of Health Sciences]	保健衛生学関係 （看護学除 く。）	令和4年4月 第1年次					
医療検査技術学専 攻 [Department of Laboratory Sciences]	4	40	—	160	学士（保健 学） [Bachelor of Health Sciences]	保健衛生学関係 （看護学除 く。）	平成20年4月 第1年次					

(人)	入学 定員	収容 定員
令和7年度	112	697
令和8年度	111	696
令和9年度	100	684
令和10年度	100	672
令和11年度	100	660
令和12年度	100	648
令和13年度	100	636
令和14年度	100	625

新設学部等の概要	理学療法学専攻 [Department of Physical Therapy]	4	15	3年次 5	70	学士（保健学） [Bachelor of Health Sciences]	保健衛生学関係（看護学除く。）	平成20年4月 第1年次 平成22年4月 第3年次		
	作業療法学専攻 [Department of Occupational Therapy]	4	15	3年次 5	70	学士（保健学） [Bachelor of Health Sciences]	保健衛生学関係（看護学除く。）	平成20年4月 第1年次 平成22年4月 第3年次		
	計	—	1,835 (1,824)	2年次 5 3年次 110	7,882 (7,871)	—	—	—	—	—
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	<p>【学士課程】 医薬保健学域 医学類〔収容定員変更〕（臨時定員増（11名））（令和7年9月意見伺い） 保健学類検査技術科学専攻〔名称変更〕（検査技術科学専攻→医療検査技術学専攻）（令和8年4月）</p> <p>【修士課程】 新学術創成研究科 総合知創出科学専攻〔定員増〕（入学定員5）（令和8年4月）</p> <p>【博士前期課程】 人間社会環境研究科 人文学専攻〔定員増〕（入学定員4）（令和8年4月）</p> <p>【博士後期課程】 人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻〔定員増〕（入学定員6）（令和8年4月）</p>									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	—	—	—	—	—				

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	融合学域 先導学類	10人 (10)	4人 (4)	2人 (2)	2人 (2)	18人 (18)	0人 (0)	112人 (112)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	18 (18)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	10 (10)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	18 (18)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	10 (10)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	18 (18)				
設	融合学域 観光デザイン学類	8 (8)	4 (4)	2 (2)	5 (5)	19 (19)	0 (0)	123 (123)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	4 (4)	2 (2)	5 (5)	19 (19)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	8 (8)	4 (4)	2 (2)	4 (4)	18 (18)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	8 (8)	4 (4)	2 (2)	5 (5)	19 (19)				
設	融合学域 スマート創成科学類	11 (11)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	21 (21)	0 (0)	111 (111)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	21 (21)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	11 (11)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	21 (21)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	11 (11)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	21 (21)				
分	人間社会学域 人文学類	23 (23)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	92 (92)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	23 (23)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	40 (40)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	23 (23)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	40 (40)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	23 (23)	12 (12)	5 (5)	0 (0)	40 (40)				
分	人間社会学域 法学類	13 (13)	6 (6)	4 (4)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	81 (81)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	6 (6)	4 (4)	0 (0)	23 (23)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	13 (13)	6 (6)	4 (4)	0 (0)	23 (23)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	13 (13)	6 (6)	4 (4)	0 (0)	23 (23)				

新	人間社会学域 経済学類	13 (13)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	88 (88)	大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 11人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	20 (20)	/	/	
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	13 (13)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	20 (20)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	13 (13)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	20 (20)				
設	人間社会学域 学校教育学類共同教員養成課程	28 (28)	16 (16)	2 (2)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	143 (143)	大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 21人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	28 (28)	16 (16)	2 (2)	0 (0)	46 (46)	/	/	
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	28 (28)	16 (16)	2 (2)	0 (0)	46 (46)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	28 (28)	16 (16)	2 (2)	0 (0)	46 (46)				
分	人間社会学域 地域創造学類	6 (6)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	83 (83)	大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 9人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	19 (19)	/	/	
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	19 (19)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	6 (6)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	19 (19)				
分	人間社会学域 国際学類	10 (10)	10 (10)	3 (3)	1 (1)	24 (24)	0 (0)	81 (81)	大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 9人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	10 (10)	3 (3)	1 (1)	24 (24)	/	/	
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	10 (10)	10 (10)	3 (3)	1 (1)	24 (24)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	10 (10)	10 (10)	3 (3)	1 (1)	24 (24)				
分	理工学域 教物科学類	23 (23)	17 (17)	2 (2)	12 (12)	54 (54)	0 (0)	81 (81)	大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 11人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	23 (23)	17 (17)	2 (2)	12 (12)	54 (54)	/	/	
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	23 (23)	17 (17)	2 (2)	12 (12)	54 (54)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	23 (23)	17 (17)	2 (2)	12 (12)	54 (54)				

新	理工学域 物質化学類	15 (15)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	40 (40)	0 (0)	84 (84)	大学設置基準別表第一に定める 基礎教員数の四分の三の 数 11人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	15 (15)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	40 (40)			
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	15 (15)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	40 (40)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	15 (15)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	40 (40)			
	理工学域 機械工学類	15 (15)	17 (17)	1 (1)	3 (2)	36 (36)	0 (0)	101 (101)	大学設置基準別表第一に定める 基礎教員数の四分の三の 数 11人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	15 (15)	17 (17)	1 (1)	3 (2)	36 (36)			
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	15 (15)	17 (17)	1 (1)	3 (2)	36 (36)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	15 (15)	17 (17)	1 (1)	3 (2)	36 (36)			
	理工学域 フロンティア工学類	12 (12)	16 (16)	1 (1)	11 (11)	40 (40)	0 (0)	120 (120)	大学設置基準別表第一に定める 基礎教員数の四分の三の 数 12人
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	12 (12)	16 (16)	1 (1)	11 (11)	40 (40)			
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	12 (12)	16 (16)	1 (1)	11 (11)	40 (40)			
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	12 (12)	16 (16)	1 (1)	11 (11)	40 (40)				
理工学域 電子情報通信学類	11 (11)	19 (19)	1 (1)	1 (1)	32 (32)	0 (0)	85 (85)	大学設置基準別表第一に定める 基礎教員数の四分の三の 数 12人	
a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	19 (19)	1 (1)	1 (1)	32 (32)				
b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	11 (11)	19 (19)	1 (1)	1 (1)	32 (32)				
c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	11 (11)	19 (19)	1 (1)	1 (1)	32 (32)				
理工学域 地球社会基盤学類	14 (14)	18 (18)	0 (0)	7 (7)	39 (39)	0 (0)	84 (84)	大学設置基準別表第一に定める 基礎教員数の四分の三の 数 11人	
a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (14)	18 (18)	0 (0)	7 (7)	39 (39)				
b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	14 (14)	18 (18)	0 (0)	7 (7)	39 (39)				
c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	14 (14)	18 (18)	0 (0)	7 (7)	39 (39)				
分									

新	理工学域 生命理工学類	7 (7)	19 (19)	1 (1)	7 (7)	34 (34)	0 (0)	82 (82)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人						
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	19 (19)	1 (1)	7 (7)	34 (34)	/	/							
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	小計（a～b）	7 (7)	19 (19)	1 (1)	7 (7)	34 (34)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	計（a～d）	7 (7)	19 (19)	1 (1)	7 (7)	34 (34)									
	医薬保健学域 医学類	54 (54)	38 (38)	38 (38)	26 (26)	156 (156)				0 (0)	211 (211)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 105人			
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	54 (54)	38 (38)	38 (38)	26 (26)	156 (156)				/	/				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	小計（a～b）	54 (54)	38 (38)	38 (38)	26 (26)	156 (156)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	計（a～d）	54 (54)	38 (38)	38 (38)	26 (26)	156 (156)									
	医薬保健学域 薬学類	13 (13)	11 (11)	0 (0)	13 (13)	37 (37)							0 (0)	90 (90)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 18人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	11 (11)	0 (0)	13 (13)	37 (37)							/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	小計（a～b）	13 (13)	11 (11)	0 (0)	13 (13)	37 (37)									
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									
計（a～d）	13 (13)	11 (11)	0 (0)	13 (13)	37 (37)										
医薬保健学域 医薬科学類	5 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	12 (12)	0 (0)	196 (196)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人							
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	12 (12)	/	/								
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
小計（a～b）	5 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	12 (12)										
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
計（a～d）	5 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	12 (12)										
医薬保健学域 保健学類	31 (31)	17 (17)	0 (0)	25 (25)	73 (73)				0 (0)	81 (81)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 33人				
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	31 (31)	17 (17)	0 (0)	25 (25)	73 (73)				/	/					
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
小計（a～b）	31 (31)	17 (17)	0 (0)	25 (25)	73 (73)										
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										
計（a～d）	31 (31)	17 (17)	0 (0)	25 (25)	73 (73)										
分	計	322 (322)	258 (258)	74 (74)	129 (128)							783 (783)	0 (0)	— (—)	

既 設 分	gaitouなし		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 一人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	小計（a～b）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	計（a～d）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
合 計		331 (321)	266 (252)	44 (43)	141 (139)	782 (763)	0 (0)	- (-)	- (-)				
職 種		専 属			そ の 他			計					
事 務 職 員		445人 (445)			456人 (456)			901人 (901)					
技 術 職 員		1,109 (1,109)			175 (175)			1,284 (1,284)					
図 書 館 職 員		5 (5)			2 (2)			7 (7)					
そ の 他 の 職 員		5 (5)			528 (528)			533 (533)					
指 導 補 助 者		-			-			-					
計		1,564 (1,564)			1,161 (1,161)			2,725 (2,725)					
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
	校 舎 敷 地		842,177 m ²		0 m ²		0 m ²		842,177 m ²				
	そ の 他		1,565,222 m ²		0 m ²		0 m ²		1,565,222 m ²				
	合 計		2,407,399 m ²		0 m ²		0 m ²		2,407,399 m ²				
校 舎		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体			
		287,689 m ² (287,689 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		287,689 m ² (287,689 m ²)					
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室		1,460 室		教 員 研 究 室		1,386 室		大学全体			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 標本		学類単位で特定不能のため、 大学全体の数量		
	大学全体		1,920,125 [674,653] (1,920,125 [674,653])		20,184 [16,701] (20,184 [16,701])		43,595 [15,879] (43,595 [15,879])		10,735 [9,112] (10,735 [9,112])			12,775 (12,775)	212 (212)
	計		1,920,125 [674,653] (1,920,125 [674,653])		20,184 [16,701] (20,184 [16,701])		43,595 [15,879] (43,595 [15,879])		10,735 [9,112] (10,735 [9,112])			12,775 (12,775)	212 (212)
スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂			厚生補導施設					
		1,355 m ²			1,323 m ²			7,193 m ²					
経 費 の 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による			
	教員1人当り研究費等		-	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円				
	共同研究費等		-	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円				
	図書購入費		-	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円				
	設備購入費		-	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円				
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
		-	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円					
学生納付金以外の維持方法の概要		-											

大学等の名称	金沢大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	融合学域		165	3年次 60	595		0.98		
	先導学類	4	55	3年次 25	270	学士(学術)	0.94	令和3年度	石川県金沢市角間町
	観光デザイン学類	4	55	3年次 15	175	学士(学術)	1.03	令和4年度	同上
	スマート創成科学類	4	55	3年次 20	150	学士(学術)	1.00	令和5年度	同上
	人間社会学域		668	—	2,677		1.10 《1.03》		
	人文学類	4	138	—	552	学士(文学)	1.12 《1.05》	平成20年度	石川県金沢市角間町
	法学類	4	150	—	600	学士(法学)	1.08 《1.03》	平成20年度	同上
	経済学類	4	131	—	524	学士(経済学)	1.10 《1.04》	平成20年度	同上
	学校教育学類 共同教員養成課程	4	85	—	340	学士(教育学)	0.99	令和4年度	同上
	地域創造学類	4	83	—	337	学士(地域創造学)	1.09 《1.03》	平成20年度	同上
	国際学類	4	81	—	324	学士(国際学)	1.21 《1.04》	平成20年度	同上
	学校教育学類	4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成20年度	同上
	理工学域		619	3年次 40	2,496		1.08 《1.04》		
	数物科学類	4	78	3年次 5	326	学士(理学)	1.10 《1.04》	平成20年度	石川県金沢市角間町
	物質化学類	4	78	3年次 4	321	学士(理学・工学)	1.08 《1.05》	平成20年度	同上
	機械工学類	4	89	3年次 10	394	学士(工学)	1.14 《1.02》	平成30年度	同上
	フロンティア工学類	4	108	3年次 5	431	学士(工学)	1.07 《1.03》	平成30年度	同上
	電子情報通信学類	4	116	3年次 7	400	学士(工学)	1.08 《1.05》	平成30年度	同上
	地球社会基盤学類	4	94	3年次 7	394	学士(理学・工学)	1.07 《1.03》	平成30年度	同上
	生命理工学類	4	56	3年次 2	230	学士(理学・工学)	1.03 《1.02》	平成30年度	同上
	機械工学類(旧)	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成20年度	同上
	医薬保健学域		384	2年次 5 3年次 55	1,915		1.01		
	医学類	6	111	2年次 5	697	学士(医学)	1.02 《1.01》	平成20年度	石川県金沢市宝町 13-1
	薬学類	6	65	—	360	学士(薬学)	1.02 《1.02》	平成20年度	石川県金沢市角間町
	医薬科学類	4	18	—	72	学士(生命医科学・創薬科学)	1.09 《1.04》	令和3年度	同上
	保健学類				786		0.99		
	看護学専攻	4	79	—	320	学士(看護学)	0.99	平成20年度	石川県金沢市小立野 5-11-80
	診療放射線技術専攻	4	40	—	163	学士(保健学)	1.00	令和4年度	同上
	医療検査技術学専攻	4	40	—	163	学士(保健学)	1.00	平成20年度	同上
	理学療法学専攻	4	15	3年次 5	70	学士(保健学)	1.01	平成20年度	同上
	作業療法学専攻	4	15	3年次 5	70	学士(保健学)	0.94	平成20年度	同上
	創薬科学類	4	—	—	—	学士(創薬科学)	—		石川県金沢市角間町

既設大学等の状況	地球社会基盤学専攻								同上		
	(博士前期課程)	2	69	—	138	修士(理学,工学又は学術)	0.95	令和4年度			
	(博士後期課程)	3	19	—	38	博士(理学,工学又は学術)	0.68	令和6年度			
	生命理工学専攻								同上		
	(博士前期課程)	2	41	—	82	修士(理学,工学又は学術)	1.01	令和4年度			
	(博士後期課程)	3	13	—	26	博士(理学,工学又は学術)	0.57	令和6年度			
	機械科学専攻								同上		
	(博士前期課程)	2	—	—	—	修士(工学又は学術)	—	平成24年度		令和4年度より学生募集停止	
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成26年度		令和6年度より学生募集停止	
	電子情報科学専攻								同上		
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成16年度		令和6年度より学生募集停止	
	環境デザイン学専攻								同上		
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成26年度		令和6年度より学生募集停止	
	自然システム学専攻								同上		
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学,工学又は学術)	—	平成26年度		令和6年度より学生募集停止	
	医薬保健学総合研究科										
	医科学専攻									石川県金沢市宝町13-1	
	(修士課程)	2	20	—	35	修士(医科学)	1.05	平成24年度			令和7年度入学定員増(5)
	医学専攻									同上	
	(博士課程)	4	64	—	256	博士(医学)	1.46	平成28年度			
	薬学専攻									石川県金沢市角間町	
	(博士課程)	7	4	—	19	博士(薬学又は学術)	1.21	平成24年度			令和7年度入学定員増(3)
	創薬科学専攻									同上	
	(博士前期課程)	2	17	—	55	修士(創薬科学)	0.90	平成24年度			令和7年度入学定員減(△21)
	(博士後期課程)	3	11	—	33	博士(創薬科学又は学術)	1.51	平成24年度			
	保健学専攻									石川県金沢市小立野5-11-80	
	(博士前期課程)	2	70	—	140	修士(保健学)	1.17	平成24年度			
	(博士後期課程)	3	27	—	77	博士(保健学)	1.42	平成24年度			令和7年度入学定員増(2)
	脳医科学専攻									石川県金沢市宝町13-1	
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度			平成28年度より学生募集停止
がん医科学専攻									同上		
(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度			平成28年度より学生募集停止	
循環医科学専攻									同上		
(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度			平成28年度より学生募集停止	
環境医科学専攻									同上		
(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度			平成28年度より学生募集停止	
先進予防医学研究科									石川県金沢市宝町13-1		
先進予防医学共同専攻											
(博士課程)	4	12	—	48	博士(医学)	1.41	平成28年度				

既設大学等の状況	法学研究科 法学・政治学専攻 (修士課程)	2	8	—	16	修士(法学又は政治学)	1.06	令和2年度	石川県金沢市角間町
	法務専攻 (専門職学位課程)	3	15	—	45	法務博士(専門職)	0.82	令和2年度	同上
	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	2	15	—	30	教職修士(専門職)	0.86	平成28年度	石川県金沢市角間町
附属施設の概要	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、幼稚園教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地3,717㎡ 建物1,011㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,757㎡ 建物7,467㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地26,470㎡ 建物7,457㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、高等普通教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,932㎡ 建物6,161㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、特別支援学校の教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市東兼六町2-10 設置年月：昭和39年4月 規模等：土地10,517㎡ 建物4,773㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学附属病院 目的：医学の教育、研究及び診療を行う。 所在地：石川県金沢市宝町13-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地68,957㎡ 建物97,507㎡</p>								
	<p>名称：金沢大学附属図書館 目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。 所在地：石川県金沢市角間町(中央図書館及び自然科学系図書館) 石川県金沢市宝町13-1(医学図書館) 石川県金沢市小立野5-11-80(保健学類図書室) 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地7,423㎡ 建物24,067㎡</p>								

附属施設の概要	<p>名称：金沢大学がん進展制御研究所 目的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに、大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和42年6月 規模等：土地867㎡ 建物5,036㎡</p>
	<p>名称：金沢大学医薬保健学域薬学類附属薬用植物園 目的：薬学生教育の場として、生薬や薬用植物に対する知識を深めるため、薬用植物の観察、栽培、収穫などの実習を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和44年4月 規模等：土地21,766㎡ 建物151㎡</p>
	<p>名称：金沢大学ナノ生命科学研究所 目的：革新的ナノ計測技術を発展させるための技術開発と、それらの技術を用い様々な生命現象の根本的な理解を目指す新学問領域「ナノプローブ生命科学」を創出するとともに、大学院新学術創成研究科大学院学生の研究指導の協力を行う。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：平成29年10月 規模等：土地1,372㎡ 建物6,840㎡</p>
	<p>名称：金沢大学理工学域能登海洋水産センター 目的：海洋生物資源の基礎及び応用研究を行う学生及び研究者の拠点として、海に隣接した滞在型の教育研究環境を提供するとともに、水産資源確保技術の高度化のための研究を推進する。 所在地：石川県鳳珠郡能都町字越坂11-4-1 設置年月：平成31年4月 規模等：土地6,822㎡ 建物2,300㎡</p>
	<p>名称：金沢大学バイオマス・グリーンイノベーションセンター 目的：「人の好奇心を形に、地球に自然の色彩を」を理念とし、産産学学官官連携による新しい価値の創出と、その社会実装を目的とする。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：令和4年10月 規模等：土地1,462㎡ 建物7,697㎡</p>
	<p>名称：未来知実証センター 目的：文理医融合の知を活用して、多様な人材・組織と共に地域課題及び地球規模の課題に挑戦し、金沢大学の研究シーズを社会実装へ導く支援を戦略的・一元的に展開することを目的とする。 所在地：石川県金沢市角間町 設置年月：令和7年3月 規模等：土地797㎡ 建物3,342㎡</p>

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

金沢大学 設置申請に係わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
金沢大学				金沢大学				
融合学域				融合学域				
先導学類	55	3年次25	270	先導学類	55	3年次25	270	
観光デザイン学類	55	3年次15	250	観光デザイン学類	55	3年次15	250	
スマート創成科学類	55	3年次20	260	スマート創成科学類	55	3年次20	260	
人間社会学域				人間社会学域				
人文学類	138	—	552	人文学類	138	—	552	
法学類	150	—	600	法学類	150	—	600	
経済学類	131	—	524	経済学類	131	—	524	
学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	学校教育学類共同教員養成課程	85	—	340	
地域創造学類	83	—	332	地域創造学類	83	—	332	
国際学類	81	—	324	国際学類	81	—	324	
理工学域				理工学域				
数物科学類	78	3年次5	322	数物科学類	78	3年次5	322	
物質化学類	78	3年次4	320	物質化学類	78	3年次4	320	
機械工学類	89	3年次10	376	機械工学類	89	3年次10	376	
フロンティア工学類	108	3年次5	442	フロンティア工学類	108	3年次5	442	
電子情報通信学類	116	3年次7	478	電子情報通信学類	116	3年次7	478	
地球社会基盤学類	94	3年次7	390	地球社会基盤学類	94	3年次7	390	
生命理工学類	56	3年次2	228	生命理工学類	56	3年次2	228	
医薬保健学域				医薬保健学域				
医学類	112	2年次5	637	医学類	111	2年次5	636	※臨時定員11名増を申請
薬学類	65	—	390	薬学類	65	—	390	
医薬科学類	18	—	72	医薬科学類	18	—	72	
保健学類	189	3年次10	776	保健学類	189	3年次10	776	
看護学専攻	79	—	316	看護学専攻	79	—	316	
診療放射線技術学専攻	40	—	160	診療放射線技術学専攻	40	—	160	
検査技術科学専攻	40	—	160	医療検査技術学専攻	40	—	160	名称変更
理学療法学専攻	15	3年次5	70	理学療法学専攻	15	3年次5	70	
作業療法学専攻	15	3年次5	70	作業療法学専攻	15	3年次5	70	
計	1,836	2年次5 3年次 110	7,883	計	1,835	2年次5 3年次 110	7,882	
人間社会環境研究科				人間社会環境研究科				
人文学専攻(M)	23	—	46	人文学専攻(M)	27	—	54	定員変更(入学定員4)
経済学専攻(M)	6	—	12	経済学専攻(M)	6	—	12	
地域創造学専攻(M)	14	—	28	地域創造学専攻(M)	14	—	28	
国際学専攻(M)	10	—	20	国際学専攻(M)	10	—	20	
人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	人間社会環境学専攻(D)	18	—	54	定員変更(入学定員6)
自然科学研究科				自然科学研究科				
数物科学専攻(M)	59	—	118	数物科学専攻(M)	59	—	118	
数物科学専攻(D)	17	—	51	数物科学専攻(D)	17	—	51	
物質化学専攻(M)	63	—	126	物質化学専攻(M)	63	—	126	
物質化学専攻(D)	16	—	48	物質化学専攻(D)	16	—	48	
機械科学専攻(M)	72	—	144	機械科学専攻(M)	72	—	144	
機械科学専攻(D)	19	—	57	機械科学専攻(D)	19	—	57	
フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	フロンティア工学専攻(M)	83	—	166	
フロンティア工学専攻(D)	19	—	57	フロンティア工学専攻(D)	19	—	57	
電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	電子情報通信学専攻(M)	63	—	126	
電子情報通信学専攻(D)	17	—	51	電子情報通信学専攻(D)	17	—	51	
地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	地球社会基盤学専攻(M)	69	—	138	
地球社会基盤学専攻(D)	19	—	57	地球社会基盤学専攻(D)	19	—	57	
生命理工学専攻(M)	41	—	82	生命理工学専攻(M)	41	—	82	
生命理工学専攻(D)	13	—	39	生命理工学専攻(D)	13	—	39	
医薬保健学総合研究科				医薬保健学総合研究科				
医科学専攻(M)	20	—	40	医科学専攻(M)	20	—	40	
医学専攻(D)	64	—	256	医学専攻(D)	64	—	256	
薬学専攻(D)	7	—	28	薬学専攻(D)	7	—	28	
創薬科学専攻(M)	17	—	34	創薬科学専攻(M)	17	—	34	
創薬科学専攻(D)	11	—	33	創薬科学専攻(D)	11	—	33	
保健学専攻(M)	70	—	140	保健学専攻(M)	70	—	140	
保健学専攻(D)	27	—	81	保健学専攻(D)	27	—	81	
新学術創成研究科				新学術創成研究科				
総合創出科学専攻	10	—	20	総合創出科学専攻	15	—	30	定員変更(入学定員5)
融合科学共同専攻(M)	14	—	28	融合科学共同専攻(M)	14	—	28	
融合科学共同専攻(D)	14	—	42	融合科学共同専攻(D)	14	—	42	
ナノ生命科学専攻(M)	12	—	24	ナノ生命科学専攻(M)	12	—	24	
ナノ生命科学専攻(D)	10	—	30	ナノ生命科学専攻(D)	10	—	30	
先進予防医学研究科				先進予防医学研究科				
先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	
法学研究科				法学研究科				
法学・政治学専攻(M)	8	—	16	法学・政治学専攻(M)	8	—	16	
法務専攻(P)	15	—	45	法務専攻(P)	15	—	45	
教職実践研究科				教職実践研究科				
教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	
計	961	—	2,297	計	976	—	2,333	

(1) 都道府県内における位置関係の図面

キャンパス位置図

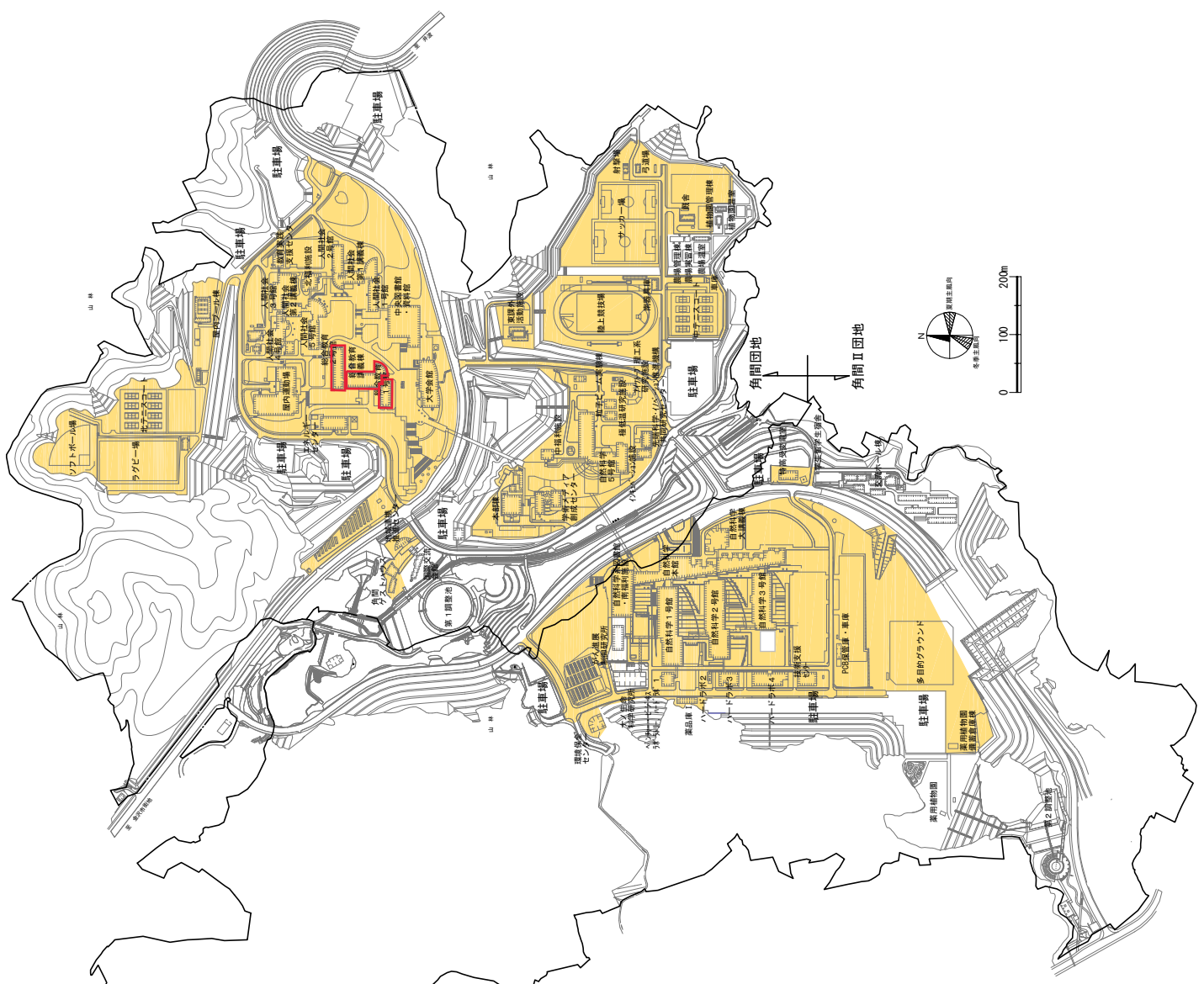
石川県・金沢市の位置 Location of Ishikawa Pref. and Kanazawa





図面 - 1

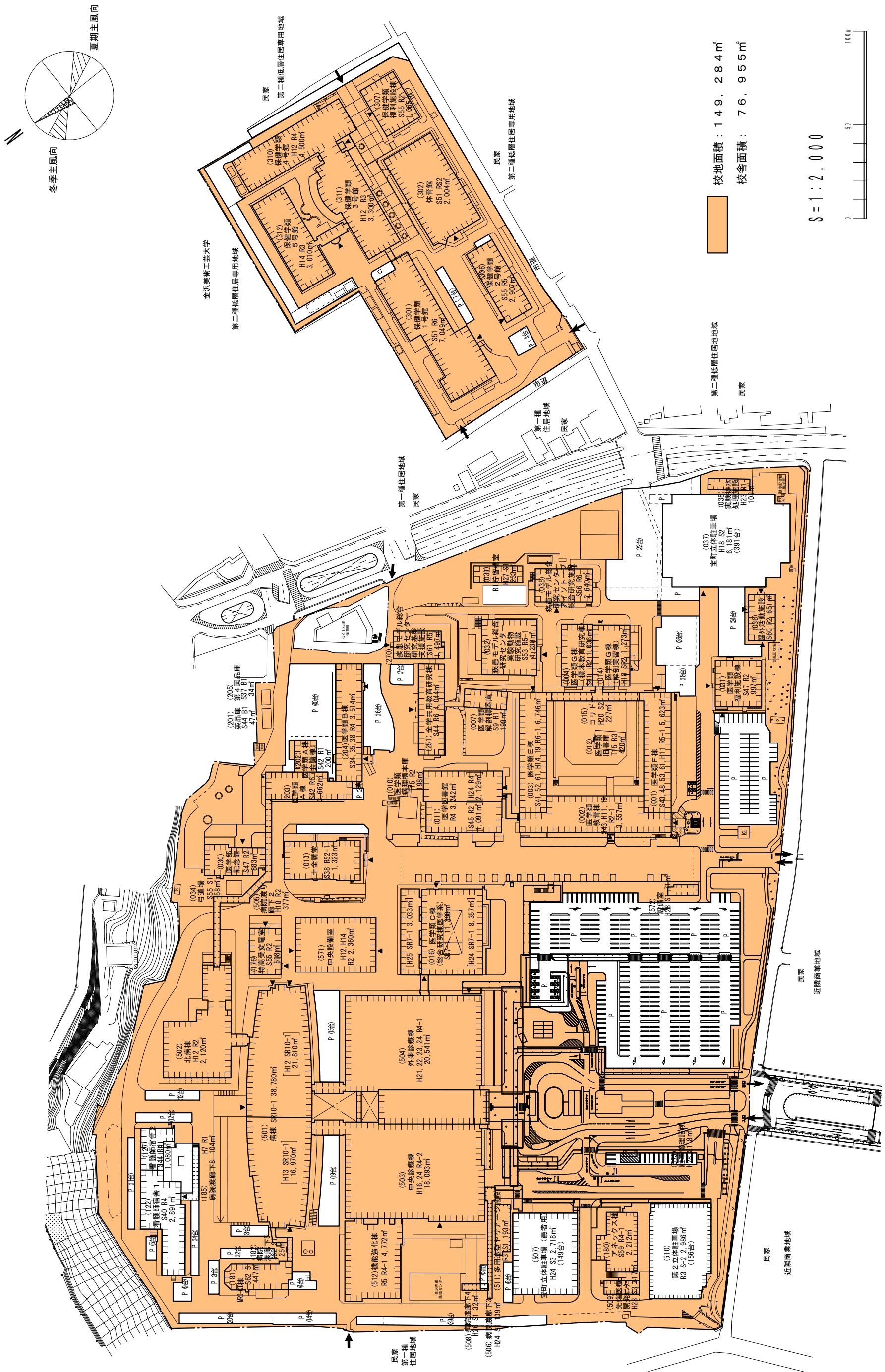
(3) 校舎, 運動場等の配置図

金沢大学角間キャンパス配置図



凡例

	申請建物 校地面積 : 2,008,565㎡
	校舎面積 : 210,734㎡



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
151,053㎡	47,607㎡	188,547㎡	32.0%	125.0%	1,577人	医学系研究科、医薬保健学総合研究科、 医薬保健学域（医学類、保健学類）、研究域、 附属病院、森田モリ子総合研究センター、 子どものこころ発達研究センター、先進予防医学研究センター	004	宝町	金沢市宝町1番1 金沢市小立野5丁目127-7	0236	金沢大学	R06

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

学部	宝町・鶴間キャンパス						角間キャンパス						備考
	最大受入定員			校地面積 校舎面積			最大受入定員			校地面積 校舎面積			
	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	基幹教員	校地面積 校舎面積			
医薬保健学 域 医学類	697人	設定なし	- 人	156人 (156人)	/	111人	設定なし	- 人	0人 (0人)	/	【教養教育】 1年次に角間キャンパスで実施する。 【専門教育】 1～6年次に宝町・鶴間キャンパスで実施する。	左記のとおり、教養教育を角間キャンパスで、専門教育を宝町・鶴間キャンパスで実施する。	
既存の学部 学科	848人	設定なし	- 人	95人 (95人)		6,398人	設定なし	- 人	553人 (553人)		宝町・鶴間キャンパスと角間キャンパスのそれぞれで授業を担当する基幹教員は12名。		
計	1,545人	設定なし	- 人	251人 (251人)	149,284㎡ 76,955㎡ (76,955㎡)	6,509人	設定なし	- 人	553人 (553人)	2,008,565㎡ 210,734㎡ (210,734㎡)			

※収容定員欄には、収容定員の設定がされていない場合は、「設定なし」と記載すること。

※基幹教員欄、校舎面積欄の()は開設時、()外は完成時の数値を記載すること。

※基幹教員数について、同一の基幹教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、ダブルカウントする教員の内訳を備考欄に記載すること。

施設・設備等	宝町・鶴間キャンパス	角間キャンパス	備考
学長室	0室	1室	
会議室	21室	97室	
事務室	51室	99室	
事務職員	105人	335人	
研究室	480室	1151室	
教室	389室	1070室	
図書館	3,580㎡ 287,827冊	16,214㎡ 1,644,671冊	
図書館職員	2人	3人	校地間でも現物貸借サービス及び文献複写サービスあり。
医務室	1室	2室	
スポーツ施設	有	有	宝町キャンパス(石川県金沢市小立野5丁目127-7, 58㎡)、角間キャンパス(石川県金沢市角間町, 1,297㎡)

※2以上の校地で教育を行うことを前提とした申請にのみ本様式の記載を求めます。

※研究室が常勤の教員1人当たり1室でない場合には、備考欄に、研究室の利用形態を記述すること。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 組織

第1節 教育研究組織(第5条—第18条)

第2節 職員等(第19条—第26条)

第3節 教授会等(第27条—第34条)

第4節 事務組織(第35条)

第5節 技術支援組織(第35条の2)

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日(第36条・第37条)

第2節 修業年限及び在学年限(第38条—第40条)

第3節 入学(第41条—第47条)

第4節 教育課程, 履修方法等(第48条—第58条)

第5節 卒業要件及び学位授与(第59条—第61条)

第6節 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第62条—第68条)

第7節 賞罰(第69条・第70条)

第8節 検定料, 入学料及び授業料(第71条—第82条)

第4章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生及び外国人留学生(第83条—第87条)

第5章 学生寄宿舍(第88条)

第6章 共同教育課程(第89条)

第7章 特別の課程(第90条)

第8章 公開講座(第91条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この学則において「学域」とは、学校教育法第85条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。

5 この学則において「系」とは、研究域及び第5条の3に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。

6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。

7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。

8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。

9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(未来創成教育環)

第5条 本学に、未来創成教育環を置く。

2 未来創成教育環に関し必要な事項は、別に定める。

(学域、学類並びに課程、コース及び専攻)

第5条の2 本学に、次に掲げる学域、学類並びに課程、コース及び専攻を置く。

融合学域

先導学類

観光デザイン学類

スマート創成科学類

人間社会学域

人文学類

法学類 公共法政策コース，企業関係法コース，総合法学コース

経済学類 エコノミクスコース，グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 共同教員養成課程

地域創造学類

国際学類

理工学域

数物科学類

物質化学類

機械工学類 機械創造コース，機械数理コース，エネルギー機械コース

フロンティア工学類

電子情報通信学類 電気電子コース，情報通信コース

地球社会基盤学類 地球惑星科学コース，土木防災コース，環境都市コース

生命理工学類 生物科学コース，海洋生物資源コース，バイオ工学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

医薬科学類 生命医科学コース，創薬科学コース

保健学類 看護学専攻，診療放射線技術学専攻，検査技術科学専攻，理学療法学専攻，作業療法学専攻

- 2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。
- 3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は、別に定める。
- 4 次の学類に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)

医薬保健学域薬学類

附属薬用植物園

- 5 附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。
- 6 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第5条の3 本学に、国際基幹教育院を置く。

2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS教育系、外国語教育系

3 前条第2項の規定にかかわらず、前項の総合教育部に、文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間、所属させる。

4 国際基幹教育院に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教育・国際共修機構)

第5条の4 本学に、全学教育・国際共修機構を置く。

2 全学教育・国際共修機構に、次に掲げる部、部門及びセンターを置く。

国際共修部

国際共修部門

全学学生サポートセンター

高大接続コア・センター

教学マネジメントセンター

数理・データサイエンス・AI教育センター

3 全学教育・国際共修機構に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

新学術創成研究科

(修士課程)

総合知創出科学専攻

(前期2年の博士課程)

融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻

(後期3年の博士課程)

融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報
通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報
通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻，薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は，別に定める。

第6条の2 削除

(別科)

第7条 本学に，養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は，別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に，次に掲げる研究域及び系を置く。

融合研究域

融合科学系

人間社会研究域

人文学系，法学系，経済学経営学系，学校教育系，地域創造学系，国際学系
理工研究域

数物科学系，物質化学系，機械工学系，フロンティア工学系，電子情報通信学系，地球社会基盤学系，生命理工学系

医薬保健研究域

医学系，薬学系，保健学系

- 2 研究域に附属研究センターを置くことができる。
- 3 研究域，研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は，別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に，附属病院を置く。

- 2 附属病院は，医薬保健学域のための教育研究施設とする。
- 3 附属病院に関し必要な事項は，別に定める。

(統合創成研究環)

第10条 本学に，統合創成研究環を置く。

- 2 統合創成研究環に関し必要な事項は別に定める。

(附置研究所等)

第10条の2 本学に，次に掲げる附置研究所等を置く。

がん進展制御研究所

ナノ生命科学研究所

ナノマテリアル研究所

設計製造技術研究所

高度モビリティ研究所

古代文明・文化資源学研究所

先端観光科学研究所

- 2 附置研究所等に関し必要な事項は，別に定める。ただし，ナノ生命科学研究所については，自主独立した拠点形成の推進を図るため，その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

(附属図書館)

第11条 本学に，附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に，中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。
- 3 附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に，次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

学術メディア創成センター

環日本海域環境研究センター

疾患モデル総合研究センター

子どものこころの発達研究センター

環境ストレス研究センター

環境保全センター
未来知実証センター
国際日本研究教育センター
能登里山里海未来創造センター

- 2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。
(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。
(グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構)

第14条 本学に、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構を置く。

- 2 グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構に関し必要な事項は、別に定める。
(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室
資料館
技術支援センター

- 2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。
(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

- 2 ナノ生命科学研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、高度モビリティ研究所、古代文明・文化資源学研究所、先端観光科学研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に、研究部門を置くことができる。
- 3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。
(連携講座等)

第18条 大学院に、連携講座、寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

- 2 国際基幹教育院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構及び先端科学・社会共創推進機構に、寄附研究部門を置くことができる。
- 3 国際基幹教育院、附属病院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構及び先端科学・社会共創推進機構に、共同研究部門を置くことができる。

- 4 連携講座，寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は，別に定める。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に，学長を置く。

- 2 本学に，別に定めるところにより副学長を置く。

(教授，准教授等)

第20条 本学に，教授，准教授，講師，助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

- 2 本学に，事務職員，技術職員，医療職員その他の職員を置く。
- 3 附属学校に，校長，園長，教頭，教諭，養護教諭，栄養教諭その他の職員を置く。
- 4 附属学校に，副校長，副園長，主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。
- 5 職員に関し必要な事項は，別に定める。

(顧問，学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に，本学の業務の運営に関する事項について，学長の諮問に応じて意見を述べ，又は助言を行うため，別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

- 2 本学に，学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し，学長を補佐するため，別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。
- 3 前項に規定する学長補佐のうち，本学における特に重要な事項に係る企画立案に参画する場合であつて，高度な知識及び卓越した経験を有する者を，上席学長補佐とすることができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域，国際基幹教育院，全学教育・国際共修機構，研究科，研究域，附属病院，附置研究所等，附属図書館，学内共同教育研究施設，保健管理センター，グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構を部局とし，それぞれ学域長，国際基幹教育院長，全学教育・国際共修機構長，研究科長，研究域長，附属病院長，附置研究所等の長，附属図書館長，学内共同教育研究施設の長，保健管理センター長，グローバル人材育成推進機構長，新学術創成研究機構長，先端科学・社会共創推進機構長及びダイバーシティ推進機構長(以下「部局長」という。)を置く。

- 2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。
- 3 学域に置く学類及び研究域に置く系に，それぞれ学類長及び系長を置き，国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし，研究域長は学類長又は系長を，国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。
- 4 附属薬用植物園に，附属薬用植物園長を置く。
- 5 附属図書館に置かれる医学系分館に，分館長を置く。
- 6 学内共同利用施設に，学内共同利用施設の長を置く。

- 7 人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科，新学術創成研究科及び法学研究科の各専攻に，専攻長を置く。
- 8 第1項に定める部局に，部局長を補佐するため，副部局長を置くことができる。
- 9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は，2年とする。ただし，補欠の部局長等の任期は，前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は，再任されることができる。
- 11 部局長等は，教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし，学長が特に必要と認めた場合は，この限りでない。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は，学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は，部局長(学類長及び系長を含み，附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が，次の各号のいずれかに該当するときは，解任することができる。この場合において，学長は，第27条に定める会議(第31条の5に定めるナノマテリアル研究所会議，第31条の6に定める設計製造技術研究所会議，第31条の7に定める高度モビリティ研究所会議，第31条の8に定める古代文明・文化資源学研究所会議，第31条の9に定める先端観光科学研究所会議，第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか，学長は，部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であつて，当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき，解任することができる。
 - 3 前項の規定により，研究科長，国際基幹教育院長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，学類長及び系長を解任するときは，第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

第24条 本学に，附属学校の運営及び改革を統括するため，附属学校統括長を置く。

- 2 附属学校統括長は，学長が指名する者をもって充てる。
- 3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし，補欠の附属学校統括長の任期は，前任者の残任期間とする。
- 4 附属学校統括長は，再任されることができる。

(名誉教授，客員教授等)

第25条 本学の学長，副学長又は教授として勤務した者に，名誉教授の称号を付与することができる。

2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

3 名誉教授、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

第3節 教授会等

(教育研究会議，学類会議，研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として、融合学域及び融合研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、融合系教育研究会議を置き、その下に、学類会議及び系会議を置く。

2 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法学研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

3 教授会として、理工学域、自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、理工系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

4 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

5 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。

6 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。

7 教授会として、ナノ生命科学研究所の研究に関する重要事項を審議するため、ナノ生命科学研究所教授会議を置く。

(組織)

第28条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の教授をもって組織する。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

4 ナノ生命科学研究所教授会議には、ナノ生命科学研究所リサーチプロフェッサー(極めて顕著な研究業績を有する国内外の教育機関から招へいする教員に限る。)を加えるこ

とができる。ただし、学長が特に必要と認めた場合、ナノ生命科学研究所以外の教授を加えることができる。

(議長)

第 29 条 教育研究会議，国際基幹教育院教授会議，がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究教授会議に議長を置き，当該研究域，国際基幹教育院，がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の長をもって充てる。

2 議長は，会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは，議長があらかじめ指名する者が，議長の職務を行う。

(審議事項)

第 30 条 教育研究会議，国際基幹教育院教授会議，がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究教授会議は，学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき，次に掲げる事項を審議し，学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

(1) 当該研究域長，国際基幹教育院長，がん進展制御研究所長及びナノ生命科学研究所長の候補者の選考に関する事項

(2) 教員の人事及び選考に関する事項

(3) 中期目標・中期計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項

(4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項

(11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項

2 学類会議，研究科会議及び系会議は，前項の事項のうち，教育研究会議が付託した事項を審議する。

3 教育研究会議は，学類会議，研究科会議及び系会議の議決をもって，教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第 31 条 教育研究会議，国際基幹教育院教授会議，がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究教授会議は，構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会，専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教育研究会議，国際基幹教育院教授会議，がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は，代議員会等の議決をもって，教育研究会議，国際基幹教育院教授会議，がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第31条の2 本学に，「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした，全学的な基幹教育（学士課程，修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。）について，基本的な方針を審議し決定するため，基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第31条の3 本学に，附属学校の将来構想，学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について，基本的な方針を審議し決定するため，附属学校運営協議会を置く。

(新学術創成研究科会議)

第31条の4 新学術創成研究科の教育に関する重要事項を審議するため，新学術創成研究科会議を置く。

2 新学術創成研究科会議は，学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき，教育研究会議に準じて，別に定める事項を審議し，学長に意見を述べるものとする。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の5 ナノマテリアル研究所に，ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の6 設計製造技術研究所に，設計製造技術研究所会議を置く。

(高度モビリティ研究所会議)

第31条の7 高度モビリティ研究所に，高度モビリティ研究所会議を置く。

(古代文明・文化資源学研究所会議)

第31条の8 古代文明・文化資源学研究所に，古代文明・文化資源学研究所会議を置く。

(先端観光科学研究所会議)

第31条の9 先端観光科学研究所に，先端観光科学研究所会議を置く。

(全学教育・国際共修機構運営委員会)

第31条の10 全学教育・国際共修機構の教育に関する重要事項を審議するため，全学教育・国際共修機構運営委員会を置く。

2 全学教育・国際共修機構運営委員会は，別に定める事項を審議し，学長に意見を述べるものとする。

(全学教育・国際共修機構国際共修部門会議)

第31条の11 全学教育・国際共修機構国際共修部門が管轄する教育に関する事項を審議するため，全学教育・国際共修機構国際共修部門会議を置く。

2 全学教育・国際共修機構国際共修部門会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、教育研究会議に準じて、別に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(能登里山里海未来創造会議)

第31条の12 本学に、大学の方針と能登里山里海未来創造センター運営の調整を行うため、能登里山里海未来創造会議を置く。

(教員会議等)

第32条 学術メディア創成センター、環日本海域環境研究センター、疾患モデル総合研究センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

2 前項に定めるもののほか、未来知実証センター及び新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第33条 環境ストレス研究センター、環境保全センター、未来知実証センター、国際日本研究センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構、ダイバーシティ推進機構及び能登里山里海未来創造センターに、必要に応じて、センター会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及びダイバーシティ推進機構にあっては機構運営会議、以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、ナノ生命科学研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、新学術創成研究科会議、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、高度モビリティ研究所会議、古代文明・文化資源学研究所会議、先端観光科学研究所会議、全学教育・国際共修機構運営委員会、全学教育・国際共修機構国際共修部門会議、能登里山里海未来創造会議、教員会議、運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究推進部
- (5) 社会共創推進部
- (6) 学務部

- (7) 国際部
- (8) 融合系事務部
- (9) 人間社会系事務部
- (10) 理工系事務部
- (11) 医薬保健系事務部
- (12) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	第1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	第2クォーター	
後期	第3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	第4クォーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第38条 修業年限は、4年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、6年とする。

(修業年限の通算)

第39条 第84条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修し

たと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の2分の1を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 在学年限は、8年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、12年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

第3節 入学

(入学時期)

第41条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であつて、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第44条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 45 条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手續を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を退学した者(第 70 条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの

(2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第 3 号から第 7 号において同じ。)へ転入学を志願するもの

(3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの

(4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(7) 学校教育法施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て、学域長又は国際基幹教育院長が決定する。

3 第 1 項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

4 前 3 条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。

5 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第 47 条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第48条 教育課程は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学域、学類並びに課程、コース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第49条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程については、金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。

3 授業科目の履修に関する事項については、金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第51条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第52条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、第50条第2項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第53条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第54条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期又は1クォーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第54条の2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第55条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計60単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

3 前項の規定は、第66条の規定による留学及び外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学の単位として認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第56条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第55条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学の単位として認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第90条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った第56条第1項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第2項及び第3項、第56条第1項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件)

第59条 第38条に定める修業年限以上在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては188単位以上、薬学類にあつては186単位以上)で学域の定める単位数を修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第51条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、学域において124単位を超える単位数を卒業要件として定める場合において、同条第1項に定める授業の方法により64単位以上を修得しているときは、60単位を超えることができるものとする。

(早期卒業)

第60条 第38条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、前条の規定により卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学が別に定める英語能力の基準を満たす学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、当該教育研究会議の議を経て、学長はこれを認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 金沢大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分を受けた者

(2) 休学期間を有する者

3 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第61条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第62条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算4年（国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算2年とする。）を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第63条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学類)

第64条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

3 第1項の規定により転学類を許可された者の在学年限の取扱いについては、別に定める。

4 第1項の規定により転学類を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、学域において決する。

(転学)

第65条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第66条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第67条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第68条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

2 前項第1号及び第3号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

第7節 賞罰

(表彰)

第69条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第70条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長、国際基幹教育院長又は全学教育・国際共修機構国際共修部長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8節 検定料，入学料及び授業料

(検定料等)

第71条 検定料，入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は，別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第72条 学長は，特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，別に定めるところにより，入学料を免除し，又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか，学長が特に必要があると認める者に対しては，別に定めるところにより，入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第73条 既納の入学料及び検定料は，返付しない。ただし，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）及び関係法令に基づき，別に定めるところにより入学料の全額及び一部を返付することがある。

2 前項の規定にかかわらず，検定料について，次の各号のいずれかに該当する者があるときは，その者の申出により次項に定める額を返付する。

(1) 入学者選抜における第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で実施する場合において，第1段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及びA0入試等において第1次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

(3) 学長が特に必要があると認めた者

3 前項の規定により返付する額は，前項第1号の場合における第2段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は，各年度に係る授業料について，第1クォーター，第2クォーター，第3クォーター及び第4クォーターの4クォーターに区分して行うものとし，それぞれのクォーターにおいて徴収する額は，年額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は，本学が指定する方法により，第1クォーター及び第2クォーターにあつては5月，第3クォーター及び第4クォーターにあつては11月に徴収するものとし，納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず，学生から申し出があつたときは，第1クォーター及び第2クォーターに係る授業料を徴収するときに，当該年度の第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第2項の納付期限後に入学した者は，入学の日の属する月に，そのクォーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第 75 条 既納の授業料は返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクォーターに係るもの並びに修学支援法及び関係法令に基づき減免されたものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することがある。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第 76 条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。
- 3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。
- 4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

- (1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。
- (3) 第 70 条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第 77 条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第 75 条第 2 項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

- 2 復学したときは、復学した日の属するクォーターから授業料を徴収する。この場合において、第 2 クォーター又は第 4 クォーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クォーターに係る授業料を、第 3 クォーターから復学したときは、11 月に第 3 クォーター及び第 4 クォーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第 78 条 第 76 条第 4 項第 1 号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の 12 分の 1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

- 2 第 76 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第 79 条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクォーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第80条 クォーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第81条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第82条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第83条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、学長が特別の事情があると判断した場合は、この限りではない。

4 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 研究生の授業料の徴収は、本学が指定する方法により、前期及び後期の2学期に区分して行うものとする。

6 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

7 前項の規定にかかわらず、納付期限後に入学した者又は在学期間が2か月未満の者にあつては、入学の日の属する月に、その学期に属する授業料を納付しなければならない。

8 既納の授業料は返付しない。

9 前項の規定にかかわらず、学期の途中において、退学した場合には、既納の授業料のうち、退学の日の属する月の翌月以降に係る授業料を返付する。

10 第37条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

- 4 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第44条, 第45条, 第49条第2項, 第67条, 第68条, 第70条, 第73条, 第74条, 第75条, 第80条及び第81条の規定は, 科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において, 特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは, 学域, 国際基幹教育院又は全学教育・国際共修機構国際共修部の定めるところにより, 当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき, 所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修し, その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。

3 第36条, 第37条, 第44条, 第67条, 第68条, 第70条, 第74条, 第75条, 第80条及び第81条の規定は, 特別聴講学生に準用する。

4 特別聴講学生の入学の時期は, 学期の始めとする。ただし, 学域, 国際基幹教育院又は全学教育・国際共修機構国際共修部の定めるところにより, 特別の事情があると判断される場合は, この限りでない。

(外国人留学生)

第86条 外国人で, 大学において教育を受ける目的をもって入国し, 本学に入学を志願する者があるときは, 特別に選考の上, 外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は, 別に定める。

(授業料等)

第87条 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は, 別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず, 特別聴講学生が, 国立大学の学生, 単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生, 交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは, 授業料を徴収しない。

3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は, 別に定める。

第5章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第88条 本学に, 学生寄宿舍として国際交流会館及び学生留学生宿舎を置く。

2 学生寄宿舍に関し必要な事項は, 別に定める。

第6章 共同教育課程

(共同教育課程)

第89条 本学及び富山大学を構成大学とする共同教員養成課程の教育の実施について, 本学は, 富山大学と協力するものとする。

第7章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第91条 本学に、公開講座を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第3条第1項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等		平成16年度	平成17年度	平成18年度
			収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
法学部	法政学科		180	360	540
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55
	(学科共通)		20	20	20
	計		845	810	775
理学部	数学科		99	98	97
	物理学科		131	130	129
	化学科		154	152	150
	生物学科		98	96	94
	地球学科		110	108	106
	計算科学科		118	116	114
	(学科共通)		20	20	20
	計		730	720	710
薬学部	総合薬学科		235	310	305
	従前の学科	薬学科	40	—	—

	製薬化学科	40	—	—
	計	315	310	305
工学部	土木建設工学科	331	318	313
	機能機械工学科	304	296	292
	物質化学工学科	382	372	366
	電気電子システム工学科	197	194	191
	人間・機械工学科	304	296	292
	情報システム工学科	256	252	248
	(学科共通)	60	60	60
	計	1,834	1,788	1,762
合計				
		7,454	7,358	7,282

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。
- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の 学科	総合薬 学科	230	150	75		
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成20年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第30条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第27条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 4 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 6 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

学域・学類の収容定員

学域	学類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	
人間社会学域	人文学類	145	290	435	580	580	
	法学類	170	340	510	680	680	
	(編入学定員 10)			10	20	20	
	経済学類	185	370	555	740	740	
	学校教育学類	100	200	300	400	400	
	地域創造学類	80	160	240	320	320	
	国際学類	70	140	210	280	280	
	計	750	1500	2260	3020	3020	
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336	
	物質化学類	81	162	243	324	324	
	機械工学類	140	280	420	560	560	
	電子情報学類	108	216	324	432	432	
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296	
	自然システム学類	102	204	306	408	408	
	(学域共通編入学定員 40)			40	80	80	
	計	589	1178	1807	2436	2436	
医薬保健学域	医学類	95	190	285	380	475	
	(編入学定員 5)			5	10	15	
	薬学類	35	70	105	140	175	
	創薬科学類	40	80	120	160	160	
	保健学類	看護学専攻	80	160	240	320	320
		(編入学定員 10)			10	20	20
		放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
理学療法学専攻		20	40	60	80	80	
(編入学定員 5)			5	10	10		

		作業療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		小計	200	400	630	860	860
	計		370	740	1145	1550	1685
合計			1709	3418	5212	7006	7141

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学部	人間学科	人間社会系教育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育学部	学校教育教員養成課程	人間社会系教育研究会議	240	160	80		
	障害児教育教員養成課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		
	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学部	法政学科	人間社会系教育研究会議	540	360	180		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	計		560	380	190		
経済学部	経済学科	人間社会系教育研究会議	615	410	205		
	計		615	410	205		
理学部	数学科	理工系教育研究会議	72	48	24		
	物理学科		96	64	32		
	化学科		111	74	37		
	生物学科		69	46	23		
	地球学科		78	52	26		
	計算科学科		84	56	28		
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10		
	計		530	360	180		
医学部	医学科	医薬保健系教育研究会議	475	380	285	190	95
	(編入学定員 5)		20	20	15	10	5

	(小計)		495	400	300	200	100
	保健学 科	看護学専攻	240	160	80		
		(編入学定員 10)	20	20	10		
		放射線技術 科学専攻	120	80	40		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		検査技術科 学専攻	120	80	40		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		理学療法学 専攻	60	40	20		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		作業療法学 専攻	60	40	20		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		(小計)	660	460	230		
		計	1155	860	530	200	100
薬学 部	薬学科	70	70	70	70	35	
	創薬科学科	80	80	40			
	従前の 薬学科	75					
	計	225	150	110	70	35	
工学 部	土木建設工学科	理工系教育研 究会議	231	154	77		
	機能機械工学科		216	144	72		
	物質化学工学科		270	180	90		
	電気電子システム 工学科		141	94	47		
	人間・機械工学科		216	144	72		
	情報システム工学 科		183	122	61		
	(学科共通編入学定 員 30)		60	60	30		
計	1317	898	449				
合計		5497	3788	2029	270	135	

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入学定員5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 22 年度から平成 36 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から令和 8 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672
	(編入学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	112	672	112	672
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927
	大学合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383

学域	学類	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648	100	636
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	384	1924	372	1909	372	1884	372	1859
	大学合計	1726	7383	1714	7371	1714	7369	1714	7367
学域	学類	令和7年度		令和8年度					
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)				
医薬保健学域	医学類	100	624	100	612				
	(編入学)	—	25	—	25				
	計	372	1877	372	1895				
	大学合計	1714	7385	1714	7403				

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 存続する研究科及び専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 平成24年3月31日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。

- 5 平成28年3月31日に在学する者については、第63条第1項、第74条第2項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年8月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成30年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成30年度から令和2年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間 社会 学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945

理工 学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	物質化学類	81	324	81	324	81	324
	(編入学定員 4)	-		-		-	4
	機械工学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 10)	-		-		-	10
	フロンティア工学類	110	110	110	220	110	330
	(編入学定員 5)	-		-		-	5
	電子情報通信学類	80	80	80	160	80	240
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	地球社会基盤学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 7)	-		-		-	7
	生命理工学類	59	59	59	118	59	177
	(編入学定員 2)	-		-		-	2
従前 の学 類	機械工学類		420		280		140
	電子情報学類		324		216		108
	環境デザイン学類		222		148		74
	自然システム学類		306		204		102
	(学域共通編入学定員 40)	-	80	-	80	-	40
計		614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者(平成 30 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。
- 6 第22条の規定にかかわらず、当分の間、融合研究域長については、学長が指名する理事をもって充て、融合科学系長については、当該系に所属する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、融合研究域に係る特例については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、医薬保健学域創薬科学類は、令和3年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類（医薬保健学域医学類を除く。）における令和3年度から令和8年度の入学定員及び収容定員については、次の表のおりとする。

学域	学類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学 域	先導学類	55	55	55	110	55	165
	(編入学定員2 5)	—		—		—	25
	計	55	55	55	110	55	190
人間社 会学域	人文学類	141	576	141	572	141	568
	法学類	160	670	160	660	160	650
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	15
	経済学類	131	536	131	532	131	528
	学校教育学類	85	385	85	370	85	355
	地域創造学類	88	358	88	356	88	354
	国際学類	83	338	83	336	83	334
	計	688	2883	688	2846	688	2804
理工学 域	数物科学類	82	334	82	332	82	330
	(編入学定員5)	—	10	—	10	—	10
	物質化学類	79	322	79	320	79	318
	(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8
	機械工学類	97	397	97	394	97	391
	(編入学定員1 0)	—	20	—	20	—	20
	フロンティア工 学類	107	437	107	434	107	431
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
	電子情報通信学 類	78	318	78	316	78	314
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14
	地球社会基盤学 類	98	398	98	396	98	394
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14
	生命理工学類	58	235	58	234	58	233
	(編入学定員 2)	—	4	—	4	—	4
計	599	2521	599	2506	599	2491	

医薬保健学域	薬学類	65	240	65	270	65	300	
	医薬科学類	18	18	18	36	18	54	
	保健学類	看護学専攻	79	319	79	318	79	317
		(編入学定員 4)	—	20	—	20	—	14
		放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 3)	—	10	—	10	—	8
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 3)	—	10	—	10	—	8
		理学療法学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
		作業療法学専攻	15	75	15	70	15	65
		(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10
	従前の学類	創薬科学類		120		80		40
計		384	1924	372	1909	372	1884	
学域	学類	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学域	先導学類	55	220	55	220	55	220	
	(編入学定員 2 5)	—	50	—	50	—	50	
	計	55	270	55	270	55	270	
人間社会学域	人文学類	141	564	141	564	141	564	
	法学類	160	640	160	640	160	640	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	経済学類	131	524	131	524	131	524	

	学校教育学類	85	340	85	340	85	340	
	地域創造学類	88	352	88	352	88	352	
	国際学類	83	332	83	332	83	332	
	計	688	2762	688	2762	688	2762	
理工学 域	数物科学類	82	328	82	328	82	328	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	物質化学類	79	316	79	316	79	316	
	(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8	
	機械工学類	97	388	97	388	97	388	
	(編入学定員 10)	—	20	—	20	—	20	
	フロンティア工学類	107	428	107	428	107	428	
	(編入学定員 5)	—	10	—	10	—	10	
	電子情報通信学類	78	312	78	312	78	312	
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14	
	地球社会基盤学類	98	392	98	392	98	392	
	(編入学定員 7)	—	14	—	14	—	14	
	生命理工学類	58	232	58	232	58	232	
	(編入学定員 2)	—	4	—	4	—	4	
計	599	2476	599	2476	599	2476		
医薬保 健学域	薬学類	65	330	65	360	65	390	
	医薬科学類	18	72	18	72	18	72	
	保健 学類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員 4)	—	8	—	8	—	8
		放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 3)	—	6	—	6	—	6

	検査技術 科学専攻	40	160	40	160	40	160
	(編入学定 員 3)	—	6	—	6	—	6
	理学療法 学専攻	15	60	15	60	15	60
	(編入学定 員 5)	—	10	—	10	—	10
	作業療法 学専攻	15	60	15	60	15	60
	(編入学定 員 5)	—	10	—	10	—	10
従前 の学 類	創薬科学 類						
計		372	1859	372	1877	372	1895

- 4 存続する学類に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者(令和 3 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、第 68 条第 2 項、第 74 条第 2 項及び第 4 項並びに第 83 条第 5 項から第 10 項までの規定を除き、なお、従前の例による。
- 7 第 22 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 8 令和 3 年 4 月 1 日に選任される融合学域先導学類長及び医薬保健学域医薬科学類長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 64 条第 3 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日までに転学類を許可され、令和 4 年 4 月 1 日以後に転学類をした者にも適用する。
- 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域学校教育学類教育科学コース及び教科教育学コース並びに理工学域生命理工学類生命システムコースは、令和 4 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 別表第一の規定にかかわらず、融合学域、人間社会学域及び医薬保健学域における令和4年度から令和9年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	15	15	15	30	15	45
	(編入学定員15)	-		-		-	15
	計	70	125	70	220	70	330
人間社会学域	人文学類	138	569	138	562	138	555
	法学類	150	650	150	630	150	610
	(編入学定員0)	-	20	-	15	-	5
	国際学類	81	334	81	330	81	326
	計	673	2831	673	2774	673	2712
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1921	372	1896	372	1871
学域	学類	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合学域	観光デザイン学類	15	60	15	60	15	60
	(編入学定員15)	-	30	-	30	-	30
	計	70	360	70	360	70	360
人間社会学域	人文学類	138	552	138	552	138	552
	法学類	150	600	150	600	150	600
	(編入学定員0)	-	-	-	-	-	-
	国際学類	81	324	81	324	81	324
	計	673	2692	673	2692	673	2692
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1889	372	1907	372	1895

- 4 第6条第2項の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は，令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 5 存続する専攻の長については，第30条に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 6 第22条の規定にかかわらず，令和4年4月1日に選任される融合学域観光デザイン学類長については，当該学類を担当する教授のうち，学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 令和4年3月31日に在学する者(令和4年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については，なお，従前の例による。この場合において，「放射線技術科学専攻」とあるのは「診療放射線技術学専攻」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず，学域・学類における令和5年度から令和10年度の入学定員及び収容定員については，次の表のとおりとする。

学域	学類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
融合 学域	観光デザイン学類	20	35	20	55	20	75
	(編入学定員15)	-		-	15	-	30
	スマート創成科学類	20	20	20	40	20	60
	(編入学定員20)	-		-		-	20
	計	95	245	95	380	95	455
人間 社会 学域	地域創造学類	83	349	83	342	83	337
	計	668	2769	668	2702	668	2677
理工 学域	数物科学類	78	326	78	320	78	316
	(編入学定員5)	-	10	-	10	-	10
	物質化学類	78	317	78	314	78	313
	(編入学定員4)	-	8	-	8	-	8
	機械工学類	94	388	94	382	94	379
	(編入学定員10)	-	20	-	20	-	20
	フロンティア工学類	103	427	103	420	103	416

	(編入学定員 5)	-	10	-	10	-	10	
	電子情報通信学類	76	312	76	308	76	306	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	地球社会基盤学類	94	390	94	384	94	380	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	生命理工学類	56	231	56	228	56	226	
	(編入学定員 2)	-	4	-	4	-	4	
	計	579	2471	579	2436	579	2416	
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648	
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25	
	保健学類	看護学専攻	79	317	79	316	79	316
		(編入学定員 0)	-	14	-	8	-	4
		診療放射線技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	8	-	6	-	3
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	8	-	6	-	3
	計	384	1908	372	1883	372	1891	
学域	学類	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
融合学域	観光デザイン学類	20	110	20	110	20	110	
	(編入学定員 15)	-	30	-	30	-	30	
	スマート創成科学類	20	120	20	120	20	120	
	(編入学定員 20)	-	40	-	40	-	40	
	計	95	500	95	500	95	500	
人間社会学域	地域創造学類	83	332	83	332	83	332	
	計	668	2672	668	2672	668	2672	
理工学域	数物科学類	78	312	78	312	78	312	
	(編入学定員 5)	-	10	-	10	-	10	

	物質化学類	78	312	78	312	78	312	
	(編入学定員 4)	-	8	-	8	-	8	
	機械工学類	94	376	94	376	94	376	
	(編入学定員 10)	-	20	-	20	-	20	
	フロンティア工学類	103	412	103	412	103	412	
	(編入学定員 5)	-	10	-	10	-	10	
	電子情報通信学類	76	304	76	304	76	304	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	地球社会基盤学類	94	376	94	376	94	376	
	(編入学定員 7)	-	14	-	14	-	14	
	生命理工学類	56	224	56	224	56	224	
	(編入学定員 2)	-	4	-	4	-	4	
計	579	2396	579	2396	579	2396		
医薬保健 学域	医学類	100	636	100	624	100	612	
	(編入学定員 5)	-	25	-	25	-	25	
	保健学 類	看護学専攻	79	316	79	316	79	316
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		診療放射線技術科 学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
		検査技術科学専攻	40	160	40	160	40	160
		(編入学定員 0)	-	0	-	0	-	0
計	372	1899	372	1887	372	1875		

- 3 第22条の規定にかかわらず、令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長については、当該学類を担当する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 4 令和5年4月1日に選任される融合学域スマート創成科学類長、人間社会研究域人文学系長、人間社会研究域地域創造学系長及び人間社会研究域国際学系長の任期は、第22条第9項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

この学則は、令和5年6月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第6条第2項の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は，令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 存続する専攻の長については，第30条に規定する教授会が別に定める。
- 4 別表第一の規定にかかわらず，学域・学類における令和6年度から令和11年度の入学定員及び収容定員については，次の表のとおりとする。

学域	学類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
融合学域	観光デザイン学類	55	90	55	145	55	185
	(編入学定員15)	-	15	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	75	55	130	55	185
	(編入学定員20)	-		-	20	-	40
	計	165	450	165	595	165	710
理工学域	電子情報通信学類	116	362	116	386	116	424
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2476	619	2496	619	2516
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1895	372	1903	372	1911
学域	学類	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
融合学域	観光デザイン学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員15)	-	30	-	30	-	30
	スマート創成科学類	55	220	55	220	55	220
	(編入学定員20)	-	40	-	40	-	40
	計	165	780	165	780	165	780
理工学域	電子情報通信学類	116	464	116	464	116	464
	(編入学定員7)	-	14	-	14	-	14
	計	619	2556	619	2556	619	2556
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1899	372	1887	372	1875

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和7年度から令和12年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
理工学域	機械工学類	89	374	89	366	89	361
	(編入学定員10)	-	20	-	20	-	20
	フロンティア工学類	108	421	108	422	108	427
	(編入学定員5)	-	10	-	10	-	10
	計	619	2496	619	2516	619	2556
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	384	1915	372	1923	372	1911
学域	学類	令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
理工学域	機械工学類	89	356	89	356	89	356
	(編入学定員10)	-	20	-	20	-	20
	フロンティア工学類	108	432	108	432	108	432
	(編入学定員5)	-	10	-	10	-	10
	計	619	2556	619	2556	619	2556
医薬保健学域	医学類	100	636	100	624	100	612
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1899	372	1887	372	1875

- 4 令和7年4月1日に選任される全学教育・国際共修機構長及び全学教育・国際共修機構副機構長、新学術創成研究科総合知創出科学専攻長並びに国際日本研究教育センター長及び国際日本研究教育センター副センター長の任期は、第22条第9項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

- 1 この学則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 令和7年6月1日に選任される環境ストレス研究センター長及び環境ストレス研究センター副センター長の任期は、第22条第9項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和8年度から令和13年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学域	医学類	111	671	100	659	100	647
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	383	1934	372	1922	372	1910
学域	学類	令和11年度		令和12年度		令和13年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学域	医学類	100	635	100	623	100	611
	(編入学定員5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1898	372	1886	372	1874

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2年次編入学 定員(人)	第3年次編入学 定員(人)	収容定員 (人)
融合学域	先導学類	55		25	270
	観光デザイン学類	55		15	250
	スマート創成科学類	55		20	260
	計	165		60	780
人間社会学域	人文学類	138			552
	法学類	150			600

	経済学類	131			524	
	学校教育学類	85			340	
	地域創造学類	83			332	
	国際学類	81			324	
	計	668			2672	
理工学域	数物科学類	78		5	322	
	物質化学類	78		4	320	
	機械工学類	89		10	376	
	フロンティア工学類	108		5	442	
	電子情報通信学類	116		7	478	
	地球社会基盤学類	94		7	390	
	生命理工学類	56		2	228	
	計	619		40	2556	
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	65			390	
	医薬科学類	18			72	
	保健学類	看護学専攻	79			316
		診療放射線技術学専攻	40			160
		医療検査技術学専攻	40			160
		理学療法学専攻	15		5	70
		作業療法学専攻	15		5	70
小計		189		10	776	
計	372	5	10	1863		
	合計	1824	5	110	7871	

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料(円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合教育部	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700

科目等履修生	9,800	28,200	1 単位 14,800
特別聴講学生	/	/	1 単位 14,800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

【金沢大学学則（案）】変更事項を記載した書類

1. 変更事由

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、及び「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」を踏まえ、地域の医師確保及び研究医養成に対応するため、金沢大学医薬保健学域医学類において、令和 8 年度を期限として、11 名の定員増を実施することに伴い、所要の改正を行う。

2. 変更点

附則

- ・ 医薬保健学域医学類における令和 8 年度から令和 13 年度までの間（学年進行期間）の入学定員及び収容定員を定める。

3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

金沢大学学則新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第5条の1まで (略)</p> <p>(学域, 学類並びに課程, コース及び専攻)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 各学域の入学定員及び収容定員は, 別表第一のとおりとする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第6条から第91条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条から第5条の1まで (略)</p> <p>(学域, 学類並びに課程, コース及び専攻)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 各学域の入学定員及び収容定員は, 別表第一のとおりとする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第6条から第91条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 別表第一の規定にかかわらず、学域・学類における令和8年度から令和13年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬 保健 学域	医学類	111	671	100	659	100	647
	(編入 学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	383	1934	372	1922	372	1910
学域	学類	令和11年度		令和12年度		令和13年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬 保健 学域	医学類	100	635	100	623	100	611
	(編入 学定員 5)	-	25	-	25	-	25
	計	372	1898	372	1886	372	1874

別表第一

学域	学類	入学定員(人)	第2年次編入学定員(人)	第3年次編入学定員(人)	収容定員(人)	
融合学域		(略)				
人間社会学域		(略)				
理工学域		(略)				
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	65			390	
	医薬科学類	18			72	
	保健看護学専攻学類	看護学専攻	79			316
		診療放射線技術学専攻	40			160
	検査技術科学専攻	検査技術科学専攻	40			160
		理学療法学専攻	15		5	70
	作業療法学専攻	作業療法学専攻	15		5	70
		小計	189		20	796
	計		372	5	20	1863
合計		1824	5	110	7871	

別表第二及び別表第三 (略)

別表第一

学域	学類	入学定員(人)	第2年次編入学定員(人)	第3年次編入学定員(人)	収容定員(人)	
融合学域		(略)				
人間社会学域		(略)				
理工学域		(略)				
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	65			390	
	医薬科学類	18			72	
	保健看護学専攻学類	看護学専攻	79			316
		診療放射線技術学専攻	40			160
	医療検査技術学専攻	医療検査技術学専攻	40			160
		理学療法学専攻	15		5	70
	作業療法学専攻	作業療法学専攻	15		5	70
		小計	189		20	796
	計		372	5	20	1863
合計		1824	5	110	7871	

別表第二及び別表第三 (略)

学則変更の趣旨を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

金沢大学医薬保健学域医学類の入学定員は、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」により 5 名の臨時定員増（石川県枠）、さらに「経済財政改革の基本方針 2008」により 5 名の恒久定員増を実施した。また、平成 22 年度には「経済財政改革の基本方針 2009」により令和元年度を期限とする 7 名（石川県枠 5 名、富山県枠 2 名）の臨時定員増を実施した。その後、平成 21 年度に実施した平成 29 年度を期限とする 5 名の臨時定員増（石川県枠）について、令和元年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施した。令和 6 年度までは臨時定員増 12 名（石川県枠 10 名、富山県枠 2 名）を含め 112 名の入学定員を維持してきた。

令和 7 年度は、地域枠に研究医枠を追加し、12 名の臨時定員増を行った。12 名の内訳は、10 名の地域枠（石川県枠 8 名及び富山県枠 2 名）及び 2 名の研究医枠である。

令和 8 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) 及び「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和 6 年 11 月 20 日付け 6 文科高第 1315 号文部科学省高等教育局長、医政発 1119 第 9 号厚生労働省医政局長連名通知) を踏まえ、関係各所との協議を経て、令和 8 年度を期限とする 11 名の臨時定員増を行う。11 名の内訳は、9 名の地域枠（石川県枠 7 名及び富山県枠 2 名）及び 2 名の研究医枠である。

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

(ア) 地域枠

これまで、臨時の入学定員増により、石川県枠では、医師 77 名（平成 29 年度 4 名、平成 30 年度 7 名、令和元年度 10 名、令和 2 年度 9 名、令和 3 年度 9 名、令和 4 年度 12 名、令和 5 年度 11 名、令和 6 年度 8 名、令和 7 年度 7 名）が、臨床研修の修了後に石川県知事が指定した病院に、また、富山県枠は、医師 12 名（平成 30 年度 1 名、令和元年度 2 名、令和 2 年度 1 名、令和 3 年度 2 名、令和 4 年度 1 名、令和 5 年度 2 名、令和 6 年度 2 名、令和 7 年度 1 名）が、臨床研修の修了後に富山県知事が指定した地域の病院に従事しており、両県における地域の医師不足の解消に貢献してきた。

これまでの、臨時定員増（石川県枠、富山県枠）により、向こう数年間は継続して数名の医師の輩出が見込まれるものの、両県における過疎地域の医師不足を鑑みるに、十分なものとは言えない。そのため、対象となる地域である石川県及び富山県と協議を行

った。その結果、引き続き、令和 8 年度までの期限を付した再度の入学定員増を行う必要があるという結論に至り、石川県枠 7 名及び富山県枠 2 名の臨時の入学定員増を申請する。

(イ) 研究医枠

今後の医学教育の在り方に関する検討会中間取りまとめ（令和 5 年 9 月 今後の医学教育の在り方に関する検討会）等でも、我が国の研究力の低下が指摘されており、「国内の分野別論文数の推移を見ると、臨床医学分野は、2005（平成 17）年以降増加しており、他分野に比べると増加率は高い。一方、基礎生命科学分野は、2000（平成 12）年以降、横ばい傾向が続いている。諸外国と比較すると、基礎生命科学分野の論文数、臨床医学分野の論文数共に米国や中国の増加率が高く、我が国の地位は低下が続いている。Top10%論文数についても同様の傾向がみられ、特に基礎生命科学分野の論文数は横ばいから減少傾向がみられる。」と言及されている。医学分野の研究力低下は我が国全体の課題であり、研究医養成を行うことが必要と考えている。本学では、平成 24 年度から、次代を担う基礎医学研究者、世界の医学研究を牽引するリーダー、そして、研究医（physician scientist）を育成するため、メディカルリサーチトレーニングプログラム（以下、「MRT プログラム」という。）を立ち上げ、平成 27 年度には、自由履修科目として正規の教育課程に位置付け、医学類の学生に早期から研究に取り組むプログラムを進め、これまで 52 名の修了者を輩出している。また、令和 3 年度には、基礎研究医養成活性化プログラムに連携大学の金沢医科大学とともに「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」に採択されるなど、基礎研究医養成にも力を入れてきた。これらの取り組みの実績を踏まえ、令和 7 年度から 2 名の研究医枠を新たに申請した。令和 7 年度入試を実施し、出願者数 2 名のうち 1 名を合格者とし、研究医を目指す学生が 1 名入学した。引き続き令和 8 年度に 2 名の研究医枠による臨時の入学定員増を申請する。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

今回申請する臨時的な定員増に伴う教育課程の変更はない。

金沢大学医薬保健学域医学類では、平成 28 年度入学者から、国際認証を念頭に置いた現行のカリキュラムにより教育を行っている。現行のカリキュラムは、令和 4 年 10 月に、日本医学教育評価機構(JACME)から世界医学教育連盟(WFME)の国際基準を踏まえた医学教育分野別評価を受審し、医学教育評価基準に適合しているとの認定を受けた。

これまでも臨時的な入学定員増を行った上で、このカリキュラムによる教育を実施しており、引き続きこの教育課程を維持する。

現在の本学医学類の教育課程のうち、地域の医師養成に関わる特徴的な点は、次のと

おりである。

地域医療を担う医師養成に関する授業科目は、1年次科目の「国際・地域概論」及び「早期医療体験」、2年次科目の「プロフェッショナリズム」及び「社会科学・行動科学」、5年次科目の「総合診療学・地域医療学」等が挙げられる。

「国際・地域概論」においては、地域医療の概要、地域社会への関わり方等を、また、「早期医療体験」において、患者との懇談や金沢大学附属病院での実習を通じた医師としての役割・使命をそれぞれ学ぶこととしている。「プロフェッショナリズム」においては、医師のキャリアに関するグループワークを行い、地域医療に関わる現場の医師と直接対面することで、自らの将来像をイメージさせることに繋げている。「社会科学・行動科学」、「総合診療学・地域医療学」においては、ヘルスケアにおける社会的・文化的課題を見出し、その方略について討論を行い、地域アセスメントの意義や必要性、方法論を学ぶこととしている。

研究医枠の学生に対しては、既存のMRTプログラムを積極的に活用する。本プログラム登録後、「医学研究実践」「医学研究プレゼンテーション」「最新医学研究」「英語コミュニケーション」「実践医学英語」の5科目を履修する。これらの科目はいずれも、基礎医学研究者および研究を通して明日の医療を開拓する人材の育成をミッションとし、医学研究への興味関心を育てていくことを可能とする科目である。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

地域枠については、今回の臨時の入学定員増による教育方法及び履修指導方法に変更はなく、これまで同様の教育方法及び履修指導方法を維持する。

医学類では、学生支援委員長とともに実質的に学生支援にあたる学生支援委員を複数名置き、学生への手厚いサポートを行っている。また、各学生への面談実施をチューター教員が行うことによりスクリーニングを精度よく行うことが可能である

教育方法及び指導の面で地域医療を担う医師養成の観点からは、4～6年次に行う、診療参加型臨床実習があげられる。

診療参加型臨床実習は、3つのパート（コア・ローテーション、サブスペシャリティ・ローテーション、選択臨床実習）に分かれている。そのうち、コア・ローテーション（4週間単位の基幹領域実習、必修臨床実習科目のうち、内科、外科、精神科、総合診療科、産婦人科及び小児科での実習）において、石川県及び富山県内の病院での様々な診療科での実習機会を多く設けている。特に「総合診療科・地域医療臨床実習」では、石川県内の医師不足が課題となっている奥能登地方や加賀地方の公立病院に加え富山県の公立病院において、4週間の宿泊型臨床実習を行い、訪問診療や救急診療等を含めた地域医療機関における幅広い検査・治療の手法を修得することとしている。

コア・ローテーションに加えて、サブスペシャリティ・ローテーション（18週間の専門分野実習、必修臨床実習科目のうちコア・ローテーション以外の実習）、及び選択

臨床実習（学生自身が病院を選択して行う 14 週間の選択型臨床実習）では、より実践的な診療参加型臨床実習を行っているが、インターンシップについては、多くの地域枠学生が、勤務が見込まれる県の病院を選択し、実習を行うことにより地域医療の実態を肌で感じる貴重な経験を得ている。

また、金沢大学附属病院だけでなく、学外協力病院（石川県内 31 病院、富山県内 14 病院、福井・新潟県内などに計 12 病院、合計 57 病院の金沢大学指定の教育提携医療機関）の協力を得て、より一層の臨床実習の拡充に努めている。これにより、これまでにおいても入学定員が 12 名増員しても充実した臨床実習が実施できていることから、今回、臨時の入学定員増を行った場合においても、引き続き実習先を確保することは可能である。

臨床実習の他、在学中の学生に対する卒後のキャリアパス形成等については、石川県から業務の委託を受け、実際に初期研修医の現場での教育を担う金沢大学附属病院内の地域医療教育センターが主に実施している。具体的には、同センターにおいて、定期的な進路相談、石川県関係者との交流会、過疎地公立病院での実習、地域枠卒業生との懇談、地域医療に携わる医師の講演会聴講、地域医療に関する討論会等を行っている。

また、金沢大学附属病院総合診療部と共同で毎月 1 回、「北陸総合診療コンソーシアム」に加入している病院と WEB でのカンファレンスを実施しており、地域枠学生には参加を強く促している。同コンソーシアムは、北陸の地域医療を担う若手人材の育成を目的とする連携プロジェクトであり、地域枠学生はこのカンファレンスへの参加を通じて、実際の地域医療への理解を深めるための指導を行っている。

また、研究医枠においては、特別入試・高大院接続型入試として、入学前から卒前・卒後のシームレスな研究医養成を行う。高等学校での学び（研究者志望、金沢大学 STELLA プログラムをはじめとする国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代科学技術チャレンジプログラムなどでの活動実績）に続き、入学後の MRT プログラムへの参加による研究活動、そして、卒後は臨床研修を受けながら大学院博士課程で研究活動を継続する。連携大学である金沢医科大学と協働で令和 6 年度に金沢学術アカデミーを創設し、学士課程における大学院の単位の先取履修や研究倫理教育、研究技術指導、キャリア支援、海外交流活性化も実施する。

MRT プログラムは、基礎医学研究者および研究を通して明日の医療を開拓する人材（研究医）の育成をミッションとし、医学研究への興味関心（リサーチマインド）を育てていくものである。MRT プログラムの概要は、教育課程に位置付けた 5 科目 17 単位の授業科目の履修のほかに、Medical Science 入門（1 年次～2 年次）、少人数ゼミ（リサーチゼミや英語コミュニケーションゼミ）、英語研究セミナー、米国ニューヨーク・プレクラークシップ海外医学研修プログラムなどから構成している。令和 7 年度からは、上記の科目の一部を高等学校の生徒にも開放しており、研究医枠のリクルートを行うとともに、さらに充実した高大院接続の医学研究者養成の仕組みを構築している。

(ウ) 教育組織の変更内容

医学類の教員組織は、令和8年度の臨時定員増を行う時点で156名の基幹教員を配置し、定員増を含めた学生の教育を行う。必要な基幹教員数を満たしており、定員増後の教育を十分に行うことができる。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

これまでも臨時の定員増を維持しており、その学生数に対応できる講義室、学生自習室等の教育に必要な施設を確保し、整備した。また、これまで以上に充実した臨床実習を行うため、シミュレーションセンターにシミュレーターを増設するなど、医師養成教育を進めていくための環境を既に整えており、今後も必要に応じて更なる充実に努めていく。

エ. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学類学生は、共通教育科目（教養教育）を主に角間キャンパスで、専門教育科目については宝町・鶴間キャンパスで履修することとしている。

両キャンパス間の距離は、幹線道路等を経由し約5kmであり、移動に係る所要時間は、自動車では約10分である。また、本学では、両キャンパス間の交通手段として、1日4往復半のシャトルバスを整備しており、学生は無料で利用できる。シャトルバスの所要時間は約15分である。さらに、公共交通機関（北陸鉄道）の路線バスを利用して移動する場合は、所要時間は約20分である。

1年次には、主に共通教育科目を履修する一方で、専門教育科目のうち「医学入門」や「早期医療体験」等の基礎的な科目も一部履修する。そのため、日によって共通教育科目と専門教育科目のどちらも履修する際はキャンパス間の移動を伴う必要があった。令和7年度より時間割を再編成し、専門教育科目の開講曜日を火曜日に集約し、キャンパス間の移動の負担は軽減した。

なお、本学類の基幹教員は、宝町・鶴間キャンパスでのみ授業を開講する。

以上のことから、学生及び教員ともに負担は生じない。

令和8年度
医学部入学定員増員計画

金大第 2025-873 号
令和7年8月20日

文部科学省高等教育局長 殿

金沢大学長

職名及び氏名

和田 隆志

「地域の医師確保等の観点からの令和8年度医学部入学定員の増加について（令和7年8月5日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	金沢大学医薬保健系事務部学生課長 高倉 健二
	TEL	076-265-2126
	E-mail	iyakuhogakusei-kacho@adm.kanazawa-u.ac.jp

大学名	国公立
金沢大学	国立

1. 現在（令和7年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	5	0	697

↑
(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア) 入学定員	112	112	112	112	112	112	672
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	117	117	117	117	117	112	697

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和8年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
100	5	0	636

↑
(収容定員計算用)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	100	100	100	100	100	100	600
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	100	625
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和8年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
111	5	0	647

↑
(収容定員計算用)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	111	100	100	100	100	100	611
(イ) 2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	116	105	105	105	105	100	636
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数	11
↑ (内訳)	
(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	9
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	2
計	11

1 基礎医学及び社会医学の研究医養成のための入学定員増を実施する趣旨

※養成しようとする研究医像、教育の実施体制、取組内容等について記載

金沢大学は「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の理念と目標を金沢大学憲章としており、「自ら学び自ら育む」教育環境を整備し、時代の変化に応じて積極的に社会を支え、社会課題の解決に資する、グローバルに活躍する人材や地方創生に寄与する人材の育成を推進している。また、医学類はその教育理念として「人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者の育成を図ることにより、世界の医療、健康、福祉及び医学研究に貢献する」ことを掲げており、その達成を医学類の使命としている。

わが国においては、近年、医学研究を担う医師数の減少、医学研究の国際的競争力の低下といった問題が生じており、解決すべき喫緊の課題となっている。医療基盤の発展や新たな医療技術の開発に、医学研究は必要不可欠である。したがって、医学研究を推進する次世代の高度人材を養成することは、未来の医学の進歩に繋がり、ひいては世界の医療、健康、福祉にも貢献することとなる。

このような背景の下、医学類においてもその使命を果たすべく、研究医養成拠点の形成を目指し、研究医枠による定員増員を希望する。これまでの取り組みとしては、研究医養成のため、1～6年次通年型の「医学研究特設プログラム：メディカルリサーチトレーニング（MRT）プログラム」（選択科目）」の設置、2年次の「プロフェッショナルリズム」で研究医のキャリア紹介、3年次「基礎研究室配属」で実際に研究に取り組むプログラムを整えている。卒後は、臨床研修プログラムを開始しながら、並行して博士課程に入学して医学研究を継続できる制度も整備している。これまで実績は無いが、4年次修了後に大学院博士課程に入学し、大学院修了後に5年次に再入学して卒業するコースであるMD-PhDコースも設置している。

研究医枠で入学した医学類生が活発に研究活動を行えば、一般入試をはじめ他の入試からの入学生の研究志向も高まるなどといった、好ましい波及効果が生じる可能性が高く、本学大学院博士課程への進学促進や研究力強化に繋がると期待している。

金沢大学医学類としては、学士課程から卒後臨床研修、そして、大学院博士課程まで、シームレスに医学研究を推進しようとする志の高い人材を、研究医枠入学者として特別入試で選抜するために、医学類・高大院接続入試（研究医枠）を令和6年度に実施し、令和7年4月に1名の入学者を迎えた。

2 研究医養成拠点として相応しい実績

継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績	他大学からの大学院博士課程入学者も含めた大学院生数は、現状はある程度確保されている。研究医養成の観点からは努力して増やす必要がある。
-----------------------	--

★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。

継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績	基礎系・社会医学系に所属し活動する研究医は年1名いるかないかという状況である。臨床医として活動しながら研究活動を行う研究医は比較的多い。
----------------------	--

★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。

大学教育改革の支援に関する補助事業の採択実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育再生戦略推進費・次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（令和5年度～）「北信のシームレスながん医療を担う人材養成」代表校 ・基礎研究医養成活性化プログラム（令和3年度～）「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」代表校 ・高度医療人材養成拠点形成事業（タイプA臨床・基礎融合研究基盤人材養成拠点）金沢学術アカデミーによる「基礎研究を理解し国際臨床研究を推進できる臨床研究医」の養成と医師の働き方改革の実現（令和6年度～）
-------------------------	---

他大学と比較した際に研究医養成拠点として相応しいと考えられる客観的な実績	<p>金沢大学は、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）でナノプローブ生命科学の確立を目指すナノ生命科学研究所を擁する。細胞内のナノ動態を直接観察、分析、操作できるナノ内視鏡技術を開発し、様々な生命現象のナノレベルでの根本的理解を目指している。当該研究所はWPI採択から6年で656報の国際論文を発表し、うち114報（17.4%）がTop10%論文となっている。</p> <p>さらに、全国の国立大学附置研究所で唯一がん研究に特化したがん進展制御研究所（Top10%論文15.3%）や、橋渡し研究（トランスレーショナル・リサーチ）や文理融合・地域支援を行っている子どものこころの発達研究センター、人文社会・医学生物・数理学系の融合により人類進化を解明するサピエンス進化医学研究センター、AI画像解析やバイオメディカルDXを推進するAIホスピタル・マクロシグナルダイナミクス研究開発センター、能登志賀町コホート研究を推進し金沢大学WHO慢性肝炎肝癌協力センターとも連携した先進予防医学研究センターを整備し、基礎・臨床研究を推進している。本学の医学系関連全体では、最近の5年間で481件（12.0%）のTop10%論文を発表している。特に免疫アレルギー、脳神経、がん、心血管系、代謝領域において、世界の研究をけん引している。2023年のNature Index Annual Reportsによれば金沢大学の研究はHealth Science分野では国内8位にランク付けされ、教員1人当たりの科研費新規採択件数は国立大学で3位となっている。</p> <p>これらの研究実績をもとに若手研究者養成を行うため、博士人材の育成にも力を入れている。ナノ生命科学研究所の研究実績をもとに、令和元年度に「がん、生活習慣病、脳神経病、微小粒子に起因する疾患、ナノ材料に起因する疾患」の5つにターゲットを絞り、ナノレベルでの理解・制御による革新的予防・診断・治療法の創出を担う人材育成の卓越大学院プログラムに採択され、実施している。また、令和2年度には、その成果をより広く波及させるため、情報科学と医工融合による異分野横断型研究者育成を行う科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業、令和5年度には、次世代研究者挑戦的研究プログラムと継続して採択されている。授業料の半額免除等強力な経済支援を行い、研究医を含む学生への博士課程への進学を推奨し、大学院生も含めた研究拠点化を図っている。</p>
--------------------------------------	---

2023年度 Nature Index Annual Tables ランキング



科学誌「Nature」を発行する大手学術出版社のクオアランシー・クオアターが、質の高い研究に貢献した研究機関および国を調査し、ランキングにした2023年度 Nature Index Annual Tables。分野別では、Health Science分野で国内大学8位、Earth and Environment sciences分野で国内大学10位、総合で国内大学13位と、金沢大学の研究は世界的にも高い評価を得ています。

科研費

日本の学術振興のために優れた研究を支援する「科研費」。2023年度の教員一人あたり新規採択件数は国立大学3位であり、全国でもトップレベルの採択水準を達成しています。

2023年度採択総額 総額一人あたり新規採択件数(自然科学研究科) 1

順位	大学	採択総額(億円)	採択件数(件)
1	東京大学	1,000.00	1,000
2	京都大学	500.00	500
3	金沢大学	200.00	200
4	東北大学	150.00	150
5	大阪大学	100.00	100
6	名古屋大学	80.00	80
7	北海道大学	60.00	60
8	筑波大学	50.00	50
9	岡山大学	40.00	40
10	広島大学	30.00	30

3 研究医養成に関する取組状況①

(1) 設定する学部・大学院教育を一貫して見通した特別コースの概要及び履修者の確保状況

コース名	①メディカルリサーチトレーニング (Medical Research Training) プログラム
特別コースの概要 (※)	①メディカルリサーチトレーニング (MRT) プログラムは、基礎医学研究者および研究を通して明日の医療を開拓する人材(研究医physician scientist)の育成をミッションとし、医学研究への興味関心(リサーチマインド)を育てていくものである。本プログラムは、平成27年度(2015年度)入学生から、医学類の正式授業科目(選択科目)としている。 MRT プログラムの概要は、以下の構成となっている。 ・Medical Science 入門(1年次~2年次) ・少人数ゼミ(リサーチゼミ)(2年次) ・少人数ゼミ(英語コミュニケーションゼミ) ・英語研究セミナー ・米国ニューヨーク・ブレクラークシップ海外医学研修プログラム これまでの実績は、13年間で52名の修了認定者を輩出しており、学会・論文発表数は89件となっている。
特別コースの履修者の確保状況	★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。

※本欄には特別コースの概要を簡潔に記載し、その具体的な内容(学年進行、履修内容等)がわかる資料を別添様式1のフローチャートを含め、添付すること(★)
※特別コース開始後、これまでにその内容に変更があった場合又は今後変更する予定がある場合には、その旨を記載するとともに、変更前と変更後の両方の資料を添付すること

(2) 複数大学の連携によるコンソーシアムの形成

連携先大学	金沢医科大学
連携先大学との取組の概要(※)	連携先大学である金沢医科大学とは、以下の事業も連携しながら実施している。 ・大学教育再生戦略推進費・次世代のがんプロフェッショナル養成プラン(令和5年度~)「北信のシームレスながん医療を担う人材養成」 ・基礎研究医養成活性化プログラム(令和3年度~)「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」 ・高度医療人材養成拠点形成事業(タイプA臨床・基礎融合研究基盤人材養成拠点)(令和6年度~) 高度な研究力を備えた医師の継続的・安定的な養成を目指し、金沢医科大学とともに「金沢学術アカデミー」を実施・運営をしている。アカデミー所属の医学生が体系的なカリキュラムによる学修を通じて基礎的なレベルから高度なレベルまでの医学的知識と研究技術を修得する仕組みとなっている

※過去に入学定員増を実施した大学においては、過去の取組と今後の取組の両者について記載すること

連携大学との役割分担	金沢学術アカデミーの組織体制として、「トレーニング部門」「人材バンク部門」「教材開発部門」の3つの部門を設置し、連携校である金沢医科大学においてはアカデミー金沢医科大学支部長を配置するとともにトレーニング部門に教員を配置し、金沢医科大学、金沢大学双方で研究指導をできる体制にしている。
------------	--

(3) 研究医としての従事を条件とする奨学金制度の概要及び奨学金の給付等の状況

奨学金制度名	①金沢大学学生医学研究推進員奨学金 ②金沢大学医学類研究医養成修学資金
奨学金の種別	①給付型 ②給付型
貸与時期・金額	①年度末(1~2月)・金額5万円から10万円/件 ②1万円/月
従事要件	①海外研究/自ら(自分たち)の研究成果を口頭発表する場合(海外での活動期間を問わない。同一学会で2件を上限)/応募多数の場合は、研究の評価の高いものを選考する ②(いずれにも該当する者)金沢大学入学者選抜試験医学類・高大学院接続入試[特別枠](研究医枠)に合格した者、入学後はMedical Research Training(MRT)プログラムに登録の上、関連する授業科目を履修し、MRTプログラムを修了する者、卒業後は金沢大学附属病院での臨床研修プログラムを開始の上、本学大学院医薬保健学総合研究科または先進予防医学研究科に入学し、大学院修了後も引き続き本学の医学系において医学研究に携わる者
奨学金制度の概要(※)	①海外医学活動推進奨学金 研究成果の学会発表に対して研究推進奨学金 ②研究医枠を選択した入学者に対し、医学類独自の奨学金を給付するもの

※本欄には奨学金制度の概要を簡潔に記載し、その具体的な内容(対象者、金額等)がわかる資料を添付すること
※奨学金制度開始後、これまでにその内容に変更があった場合又は今後変更する予定がある場合には、その旨を記載するとともに、変更前と変更後の両方の資料を添付すること

奨学金の給付等の状況	★(1)の特別コースの履修者について、奨学金の給付、貸与等の状況がわかる資料を添付すること(様式自由)
------------	---

(4) キャリア支援

研究医としてのキャリア支援に関する取組	<p>※学生が研究医として活躍できるための卒前・卒後のキャリア支援について記載</p> <p>卒前教育として以下のようなキャリア支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次「大学・社会生活論(必修科目)」(入学者が大学に慣れ、大学生としての生活態度及び自己管理能力を身につけて、充実した大学生活を送ることができるようになることを目的とした科目) ・2年次「プロフェッショナリズム(必修科目)」(医師のプロフェッショナリズムとはどういうもので、どういった形で実践されるかを先輩医師へのインタビューを通じて学び、今後のキャリア形成への土台とすることを目的とした科目) ・3年次「基礎研究室配属(必修科目)」(教員・研究室スタッフによる指導の下、研究テーマを決定し、実験計画の立案、実験手法の習得、実験結果の解析、文献検索と論文購読、考察、研究成果発表などを実施し、研究者に必要とされる基本を修得することを目的とした科目) ・全学年対象の「MRTプログラム」に関連した5つの授業科目(選択科目)を提供 <p>また卒後、金沢大学として優秀な大学院博士課程学生を在学中に助教としての採用を確約する「Promising Researcher制度」が既に整備されている。</p>
---------------------	---

(5) 海外での研究・研修の機会提供の取組及び医学部学生の採用状況

海外での研究・研修の機会提供の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①1年次 エジンバラ大学医学英語研修 ②3年次 「基礎研究室配属」での海外派遣(WHOなど) ③5年次 「米国ニューヨーク・プレクラークシップ海外医学研修プログラム」 ④6年次 「選択臨床実習」
医学部学生の採用状況	<ul style="list-style-type: none"> ①コロナ禍と円安のため5年間派遣実績なし ②R6年度 2名 ③R6年度 4名 ④R6年度 国立台湾大学:3名、台北医科大学:3名、シドニー大学:3名、ハワイ大学:1名、タルトゥ大学(エストニア):1名

4 研究医養成に関する取組状況②

専用の入試枠の設定による選抜の実施の有無	有
実績「有」の場合選抜方式	総合型選抜方式 医学類・高大院接続入試
資料	★選抜方法がわかる資料（募集要項等）を添付すること （様式自由）
実績「無」の場合（※）	※今回の入学定員増にあわせて選抜を実施するよう変更する予定がある場合には、その旨を本欄に記載すること
学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置（※）	今後検討予定

※予算措置の具体的な内容について記載し、必要に応じて資料を添付すること

学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築

形式	学内の研究会での口頭発表、研究医養成プログラム・リトリートでの口頭・ポスター発表、学会発表、論文発表
具体的な内容（※）	・MRTプログラム「学内リトリート」年2回 ・東日本研究医養成コンソーシアム・夏のリトリート（年1回） ・MD研究者育成プログラム・全国リトリート（2年に1回） 研究指導・学会発表・論文発表は所属する研究分野に一任しているが、現在、「金沢学術アカデミー」で、共通の基礎的な実験技術や研究倫理教育、研究に必要な申請書類の書き方、データの扱い方の指導までを行う部門を設置している。

※具体的な発表機会の内容（どのような場・形式での発表機会が確保されているか等）及び指導体制（教員配置等）について記載し、必要に応じて資料を添付すること

研究医となった際の常勤ポストの確保の取組	金沢大学として優秀な大学院博士課程学生を在学中に助教としての採用を確約する「Promising Researcher制度」が既に整備されている。また、今回の申請による「研究医枠」の出口として常勤ポストを準備すべく大学本部とも協議を行っている。
----------------------	---

卒業生の状況	
--------	--

臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮	附属病院で卒後臨床研修を行うことを前提として、「専門医研修基幹プログラム」で大学院博士課程で研究を同時に開始する。
----------------------------------	---

その他研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組	グローバルに活躍するための海外派遣プログラム（ニューヨークなど）も準備し、研究倫理教育や外部資金獲得に向けた申請書類等の指導体制も準備する予定である。
----------------------------------	---

5 過去に当該枠組みにより入学定員増を実施した場合の現在の状況

大学が講ずることとされた措置の履行状況（※）	
------------------------	--

※過去に入学定員増を実施した際の要件、当時の増員計画書を参照し、大学が講ずることとされた措置の全てが履行されていることを確認の上、その状況を記載すること

研究医養成に関する取組の有効性の確認（※）	
-----------------------	--

※過去に入学定員増を実施した際に計画していた研究医養成に関する取組について、その有効性が高いことを確認している旨を、確認方法等とともに記載すること

金沢大学

R8研究医枠定員数:0名
増員開始年度:2025(R7)
R8増員希望数:2名

恒久定員:0名
増員希望:2名

高大院接続入試

学部 1～4年
※4年Q2まで

学部 4～6年
※4年Q3から

博士課程 1～4年

研究医

4年次:必修臨床実習(コア・ローテーション)
5年次:必修臨床実習(サブ・スペシャリティ・ローテーション)
6年次:選択臨床実習(インターンシップ)

※青枠は奨学金給付がある期間

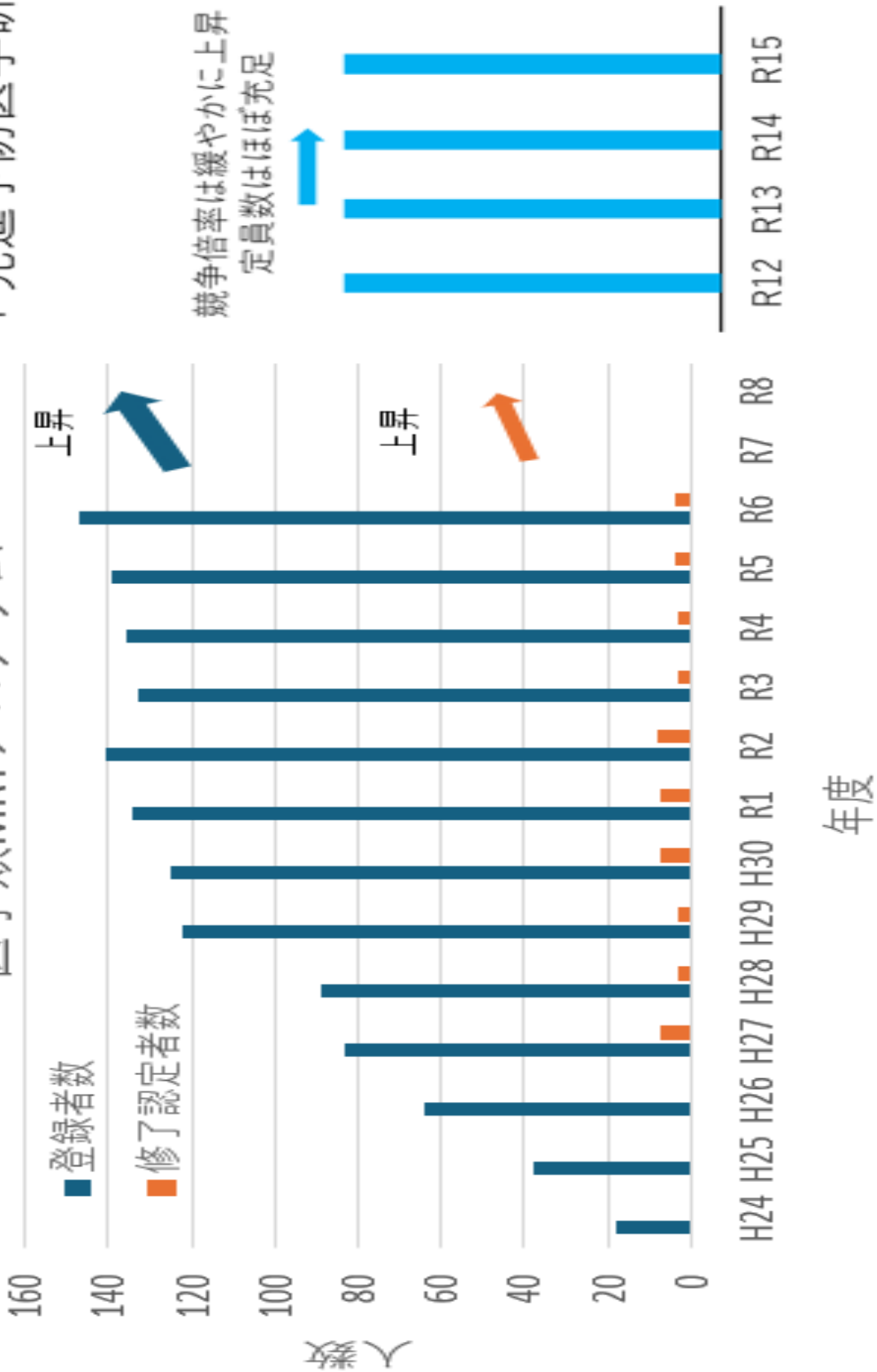
実績

	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7) ※
特別コースの履修者数 ※当該年度の新規履修者																	1
4～6年次の研究医コースに所属する学生数を計上。																	
(入学年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7) ※
基礎・社会医学系大学院 進学者数【A】 ※括弧内は自大学出身者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床系大学院進学者数 【B】 ※括弧内は自大学出身者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R6)
【A】の修了者数																	
【B】のうち、基礎・社会学系 の論文(又は共著論文)を執 筆した修了者数																	
合計																	
(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R6)
基礎・社会医学研究分野の 就職者数																	
臨床系のうち、基礎・社会医学 研究に従事する者等の数																	
合計																	

特別コースの履修者の確保状況

医薬保健学総合研究科
+ 先進予防医学研究科

医学類MRTプログラム



教育課程等の概要																
(医薬保健学域医学類)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外 の教員
共通教育科目	大学・社会生活論	1①		1			○			2		1			2	オムニバス
	データサイエンス基礎A	1①		1			○			1				1	1	オムニバス
	データサイエンス基礎B	1①		1			○			1				1	1	オムニバス
	国際・地域概論	1②		1			○			3						オムニバス・共同
	小計(4科目)	—	—	4	0	0	—	—	—	5	0	1	1	0	3	—
GS科目	1群 人とつながる・共生する (KUGS 1)	KUGS実践	1①・②・③・④		1										8	オムニバス
	グローバル社会と地域の課題	1①・②・③・④			1										1	
	グローバル時代の国際協力	1①・②・③・④			1										1	
	グローバル時代の社会学	1①・②・③・④			1										1	
	現代世界への歴史学的アプローチ	1①・②・③・④			1										1	
	ヘルスとウェルネス	1①・②・③・④			1										1	
	多文化共生の心理学	1①・②・③・④			1										1	
	地域社会と文化人類学	1①・②・③・④			1										1	
現代社会と人権	1①・②・③・④			1										1		
2群 自己を探究する・超越する (KUGS 2)	芸術と自己表現	1①・②・③・④			1										1	
	異文化体験	1①・②・③・④			1										1	
	哲学(自我論)	1①・②・③・④			1										1	
	異文化間コミュニケーション	1①・②・③・④			1										1	
	グローバル時代の文学	1①・②・③・④			1										1	
	日本史・日本文化	1①・②・③・④			1										1	
	価値と情動の認知科学	1①・②・③・④			1										1	
エクササイズ&スポーツ 実技	1①・②・③・④			1										1		
3群 今を知る・未来を考える (KUGS 3)	スポーツ科学	1①・②・③・④			1										1	
	環境学とESD	1①・②・③・④			1										1	
	地球生物圏と人間	1①・②・③・④			1										1	
	科学技術と科学方法論	1①・②・③・④			1										1	
	生活と社会保障	1①・②・③・④			1										1	
	グローバル時代の政治経済学	1①・②・③・④			1										1	
	細胞・分子生物学	1①・②・③・④			1										2	共同
クリティカル・シンキング	1①・②・③・④			1										1		
4群 新たな価値を創造する (KUGS 4)	AI入門	1①・②・③・④			1										1	
	情報の科学	1①・②・③・④			1										1	
	統計学から未来を見る	1①・②・③・④			1										1	
	論証と証明の技法-数理論理学入門	1①・②・③・④			1										1	
	普遍性の物理	1①・②・③・④			1										1	
	化学の視点	1①・②・③・④			1										1	
	数学的思考法	1①・②・③・④			1										1	
	デザイン思考入門	1①・②・③・④			1										1	
小計(33科目)	—	—	1	32	0	—	—	—	0	0	0	0	0	33	—	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(医薬保健学域医学類)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
共通 教育 科目	GS 言語 科目	Practical English I	1①		1			○						1	
	Practical English II	1②		1			○						1		
	Practical English III	1③		1			○						1		
	Practical English IV	1④		1			○						1		
	English for Academic Purposes I	1①		1			○						1		
	English for Academic Purposes II	1②		1			○						1		
	English for Academic Purposes III	1③		1			○						1		
	English for Academic Purposes IV	1④		1			○						1		
	English for Academic Purposes (Retake)	2①・②・③・④				1		○						1	
	小計(9科目)	—	—	—	8	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
基礎 科目	微分積分学 I A	1①			1			○						1	
	微分積分学 I B	1②			1			○						1	
	線形代数学 I A	1①			1			○						1	
	線形代数学 I B	1②			1			○						1	
	統計数学 A	1③			1			○						1	
	統計数学 B	1④			1			○						1	
小計(6科目)	—	—	—	0	6	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
初習 言語 科目	ドイツ語基礎 1	1①・③			1				○					1	
	ドイツ語基礎 2	1②・④			1				○					1	
	ドイツ語実践基礎 1	1①・③			1				○					1	
	ドイツ語実践基礎 2	1②・④			1				○					1	
	ドイツ語基礎 3	1①・③			1				○					1	
	ドイツ語基礎 4	1②・④			1				○					1	
	ドイツ語実践基礎 3	1①・③			1				○					1	
	ドイツ語実践基礎 4	1②・④			1				○					1	
	ドイツ語展開 I	2①			1				○					1	
	ドイツ語展開 II	2②			1				○					1	
	フランス語基礎 1	1①			1				○					1	
	フランス語基礎 2	1②			1				○					1	
	フランス語実践基礎 1	1①			1				○					1	
	フランス語実践基礎 2	1②			1				○					1	
	フランス語基礎 3	1③			1				○					1	
	フランス語基礎 4	1④			1				○					1	
	フランス語実践基礎 3	1③			1				○					1	
	フランス語実践基礎 4	1④			1				○					1	
	フランス語展開 I	2①・③			1				○					1	
	フランス語展開 II	2②・④			1				○					1	
	中国語基礎 1	1①			1				○					1	
	中国語基礎 2	1②			1				○					1	
	中国語実践基礎 1	1①			1				○					1	
	中国語実践基礎 2	1②			1				○					1	
	中国語基礎 3	1③			1				○					1	
	中国語基礎 4	1④			1				○					1	
	中国語実践基礎 3	1③			1				○					1	
	中国語実践基礎 4	1④			1				○					1	
	中国語展開 I	2①・③			1				○					1	
	中国語展開 II	2②・④			1				○					1	

教育課程等の概要																		
(医薬保健学域医学類)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外(助手を除く)の教員		
共通教育科目	初習言語科目	朝鮮語基礎 1	1①			1			○					1				
		朝鮮語実践基礎 1	1②			1			○					1				
		朝鮮語基礎 2	1①			1			○					1				
		朝鮮語実践基礎 2	1②			1			○					1				
		朝鮮語基礎 3	1③			1			○					1				
		朝鮮語実践基礎 3	1④			1			○					1				
		朝鮮語基礎 4	1③			1			○					1				
		朝鮮語実践基礎 4	1④			1			○					1				
		朝鮮語展開 I	2①・③			1				○					1			
		朝鮮語展開 II	2②・④			1				○					1			
		ギリシア語基礎 1	1①			1				○					1			
		ギリシア語実践基礎 1	1②			1				○					1			
		ギリシア語基礎 2	1③			1				○					1			
		ギリシア語実践基礎 2	1④			1				○					1			
		ギリシア語基礎 3	2①			1				○					1			
		ギリシア語実践基礎 3	2②			1				○					1			
		ギリシア語基礎 4	2③			1				○					1			
		ギリシア語実践基礎 4	2④			1				○					1			
		ギリシア語展開 I	3①			1				○					1			
		ギリシア語展開 II	3②			1				○					1			
		ラテン語基礎 1	1①			1				○					1			
		ラテン語実践基礎 1	1②			1				○					1			
		ラテン語基礎 2	1③			1				○					1			
		ラテン語実践基礎 2	1④			1				○					1			
		ラテン語基礎 3	2①			1				○					1			
		ラテン語実践基礎 3	2②			1				○					1			
		ラテン語基礎 4	2③			1				○					1			
		ラテン語実践基礎 4	2④			1				○					1			
		ラテン語展開 I	3①			1				○					1			
		ラテン語展開 II	3②			1				○					1			
		スペイン語基礎 1	1①			1				○					1			
		スペイン語基礎 2	1②			1				○					1			
		スペイン語実践基礎 1	1①			1				○					1			
		スペイン語実践基礎 2	1②			1				○					1			
		スペイン語基礎 3	1③			1				○					1			
		スペイン語基礎 4	1④			1				○					1			
		スペイン語実践基礎 3	1③			1				○					1			
		スペイン語実践基礎 4	1④			1				○					1			
		スペイン語展開 I	2①			1				○					1			
		スペイン語展開 II	2②			1				○					1			
		小計 (70科目)		—	—	0	70	0	—	—	—	0	0	0	0	0	13	—
		自由履修科目	石川県の行政	1③～④			2			○						1		
石川県の市町	1①～②				2			○						1				
健康論実践C	1②				1				○					1				
健康論実践D	1②				1				○					1				
健康論実践E	1④				1				○					1				
現代社会における保険の制度と役割	1③				1				○					1				
現代社会における保険の制度と役割	1④				1				○					1				
クラウド時代の「ものグラミング」	1③～④				2				○					1				
シェルスクリプト言語論 1	1①～②				2				○					1				
シェルスクリプト言語論 2	1③～④				2				○					1				

教育課程等の概要																		
(医薬保健学域医学類)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外(助手を除く)の教員		
共通教育科目	自由履修科目	ことばと心	1②			1			○						1			
		ことばと表現	1②			1			○						1			
		数理生命科学入門	1④			1			○			1						
		クラウド時代のハトソのレ	1①～②			1			○						1			
		災害時マネジメント論	1④			1			○						1			
		災害復興支援実習	1②			1			○						1			
小計(67科目)		—	—	0	77	0	—	—	—	1	1	0	0	0	32	—		
共通教育科目計(189科目)		—	—	13	186	0	—	—	—	6	1	1	1	0	80	—		
専門教育科目	学類専門科目	医学入門	1①	○	0.5				○			2					オムニバス	
		早期医療体験	1①～②	○	1				○		○		1		2			オムニバス
		プロフェッショナルリズム	2①	○	1					○			1		2			オムニバス
		社会科学・行動科学	2③	○	1					○			1		2			オムニバス
	学域GS科目	学域GS言語科目Ⅰ(医学英語)	2①～②			2				○			2					オムニバス
		学域GS言語科目Ⅱ(医学英語)	2③～④			2				○			2					オムニバス
		学域GS言語科目Ⅲ(Presentation)	2①～④			1				○			1					
		学域GS言語科目Ⅲ(Interaction)	2①～④			1				○			1			1		
		学域GS言語科目Ⅲ(English for STEM)	2①～④			1				○			1			1		
		学域GS言語科目Ⅲ(Science and Society)	2①～④			1				○			1			1		
	学域GS言語科目Ⅲ(Reading and Discussion)	2①～④			1				○			1			1			
	学域GS科目	医薬保健学基礎Ⅰ	1②			1				○			6	1		1	1	オムニバス
		医薬保健学基礎Ⅱ	1②～③			1				○			6	2		1	1	オムニバス
		生命情報科学Ⅰ	2①～2②			1				○			1			1		
		生命情報科学Ⅱ	2①～2②			1				○			5			1	2	オムニバス
		アカデミックスキル	1③			1				○			4	1				オムニバス
		プレゼン・ディベート論	1③			1				○			2					
	基礎医学	人体解剖学	2①～②	○		6.5				○		○	2	1		3		オムニバス
		組織学	2①～③	○		4				○		○	1	1			1	オムニバス
		神経解剖学	2①～③	○		3.5				○		○	1			1		オムニバス
		発生学	2①～②	○		2				○		○	2			1		オムニバス
		器官生理学	2③	○		3.5				○		○	1	1		1		オムニバス
		神経生理学	2③	○		3.5				○		○	3	2		2		オムニバス
		生化学Ⅰ	2①～2③	○		3.25				○		○	1			1		オムニバス
		生化学Ⅱ	2①～2③	○		3.25				○		○	4			2	1	オムニバス
		薬理学	3①～3②	○		3.5				○		○	1			2	1	オムニバス
		動物実験と再生医学	2③	○		1				○		○	2	3		1		オムニバス
遺伝学		2④	○		1				○		○				1	1	オムニバス	
病理学Ⅰ		3①～3②	○		3.5				○		○	1			1			
病理学Ⅱ		3①～3②	○		3.5				○		○	1	4		1		オムニバス	
ウイルス感染学		2④	○		3				○		○	1			2	1	オムニバス	
細菌感染学		2④	○		4.5				○		○	1	1		1		オムニバス	
寄生虫学		2④	○		2.5				○		○	1			2		オムニバス	
免疫学		2④	○		1.5				○		○		1		1	2	オムニバス	
衛生・公衆衛生学Ⅰ		3①～②	○		2.5				○		○	1	2		1	1	オムニバス	
衛生・公衆衛生学Ⅱ		5①～6②	○		1.5				○		○		1			2	オムニバス	
臨床医学基礎		法医学ⅠA	2④	○		1				○		○	1			2		
	法医学ⅠB	3①～3②	○		1				○		○	1			2			
	法医学Ⅱ	6②	○		1				○		○	1			2			
	国際保健学	2④	○		0.5				○		○	1			2			
	基礎研究室配属	3②	○		3				○		○	24	14	1	25	34	共同	
	臨床医学基礎	3③～4②	○		2.5				○		○	1			2		オムニバス	
臨床医学基礎	3③～4②	○		0.5				○		○	1			2		オムニバス		
臨床医学基礎	3③～4②	○		2				○		○	1			1		オムニバス		
臨床医学基礎	3③～4②	○		1				○		○	1	3		1		オムニバス		
臨床医学基礎	3③～4②	○		2				○		○	1					オムニバス		

教育課程等の概要																
(医薬保健学域医学類)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外(助手を除く)の教員
専門教育科目 学類専門科目 臨床医学基礎	臨床遺伝学	3③~4②	○	0.5				○						1	オムニバス	
	感染症学	3③~4②	○	1.5				○			4				オムニバス	
	腫瘍学	3③~4②	○	3				○			7	2	1		5	オムニバス
	免疫・アレルギー学	3③~4②	○	2.5				○			1		1		3	オムニバス
	血液学	3③~4②	○	1.5				○			1				4	オムニバス
	神経精神科学	3③~4②	○	1.5				○			1		2		5	オムニバス
	脳神経・感覚器学	3③~4②	○	7				○			3		4		4	オムニバス
	脳神経内科学	3③~4②	○	1.5				○			1	1			3	オムニバス
	循環器学	3③~4②	○	3				○			3	1	2		12	オムニバス
	呼吸器学	3③~4②	○	2.5				○			2				3	オムニバス
	栄養・消化器学	3③~4②	○	3				○			4		1		3	オムニバス
	生殖・胎生・周産期	3③~4②	○	3				○			1		1		5	オムニバス
	腎臓学	3③~4②	○	2				○			1	1			4	オムニバス
	泌尿器学	3③~4②	○	2				○			2	1	2		3	オムニバス
	皮膚・結合組織・膠原病	3③~4②	○	3				○			1	1	2		5	オムニバス
	運動器	3③~4②	○	1.5				○			3	1	2		4	オムニバス
	内分泌・代謝学	3③~4②	○	1.5				○			1	2	1		3	オムニバス
	麻酔・集中治療医学	3③~4②	○	2				○			1	1			3	オムニバス
	臨床薬理学	3③~4②	○	2				○			1	1			2	オムニバス
	歯科口腔外科学	3③~4②	○	1.5				○			1	1			2	オムニバス
救急・災害医学	3③~4②	○	2				○			1			1	1	オムニバス	
総合診療学・地域医療学	3③~5①	○	1.5				○						1	3	オムニバス	
臨床医学の共通基盤	3③~4②	○	2				○			1	1				オムニバス	
臨床実習	必修臨床実習															
	循環器内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1			4	共同
	内分泌・代謝内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1	1			共同
	消化器内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1		1		2	共同
	腎臓・リウマチ膠原病内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1	1		2	共同
	血液内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1			2	共同
	呼吸器内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			2				4	共同
	脳神経内科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1			5	共同
	腫瘍内科学臨床実習	4③~5④	○	1				○					2		2	共同
	皮膚科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1	2			共同
	精神神経科学臨床実習	4③~5④	○	4				○			1		2		3	共同
	小児科学臨床実習	4③~5④	○	4				○			1		1		2	共同
	心臓血管外科・呼吸器外科学臨床実習	4③~5④	○	3				○			2		1		2	共同
	消化管外科・肝胆膵外科・乳腺外科・小児外科学臨床実習	4③~5④	○	3				○			2	1			4	共同
	産婦人科・救急医学臨床実習	4③~5④	○	6				○			2		2			共同
	泌尿器科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1	2		5	共同
	整形外科・リハビリテーション科学臨床実習	4③~5④	○	3				○			1	1			3	共同
	脳神経外科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1		1		1	共同
	歯科口腔外科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1				共同
	眼科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1		2		4	共同
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学臨床実習	4③~5④	○	2				○			1	1	2		3	共同
	麻酔・集中治療医学臨床実習	4③~5④	○	3				○			1	2			1	共同
	総合診療科・地域医療臨床実習	4③~5④	○	1				○			1					共同
放射線科・核医学臨床実習	4③~5④	○	4				○			2	2			2	共同	
臨床検査医学臨床実習	4③~5④	○	1				○			1				1	共同	
薬剤部臨床実習	4③~5④	○	1				○			1	1			1	共同	
選択臨床実習	6①~②	○	7				○			1						
総括講義	6②~6③	○	8				○			8	3		1	9	オムニバス	

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(医薬保健学域医学類)																	
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		基 幹 教 員 等 (助 手 を 除 く)	
専 門 教 育 科 目	ブ ロ グ ラ ム 特 設	医学研究実践		1①～6④			7			○	6			1	1	オムニバス	
		最新医学研究		1①～6④			2	○			6			1	1	オムニバス	
		医学研究プレゼンテーション		1①～6④			2			○	6			1	1	オムニバス	
		英語コミュニケーション		1①～6④			4	○			6			1	2	共同	
		実践医学英語		1①～6④			2			○	6			1	2	共同	
	プ ロ グ ラ ム の た め の	選択臨床実習A		1①～6④			2			○	1				1		
		選択臨床実習B		1①～6④			2			○	1				1		
		選択臨床実習Ⅰ		1①～6④			3			○	1				1		
		選択臨床実習Ⅱ		1①～6④			4			○	1				1		
		選択臨床実習Ⅲ		1①～6④			4			○	1				1		
合計 (295科目)				—	—	214	191	32	—	—	54	38	38	26	0	211	
学位又は称号		学士 (医学)		学位又は学科の分野				医学関係									
卒業・修了要件及び履修方法										授業期間等							
【卒業要件】 6年以上在学し、以下の合計245.5単位以上を修得した者。 (1) 共通教育科目32単位以上 (導入科目: 4単位, GS科目: 1～4群の科目群から各3単位以上12単位, GS言語科目8単位, 自由履修科目2単位, 基礎科目6単位) ※ 自由履修科目は、自由履修科目に加え、GS科目及び基礎科目の最低修得要件を超えて修得した科目並びにその他の共通教育科目 (導入科目及びGS言語科目を除く。) を含む。 (2) 専門教育科目213.5単位以上 ・専門基礎科目 (必修科目3.5単位) ・学域GS言語科目 (必修科目4単位) ・学域GS科目 (必修科目6単位) ・基礎医学、臨床医学基礎、臨床実習及び総括講義 (必修科目を含む200単位以上)										1 学年の学期区分		4期					
										1 学期の授業期間		8週					
										1 時限の授業の標準時間		90分					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科 (学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校等の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員 (助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員 (助手を除く)」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次より記入すること。
 (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 高等専門学校等の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況.....	2
ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析.....	2
イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析.....	2
ウ 新設学科等の趣旨目的, 教育内容, 定員設定等.....	3
エ 学生確保の見通し.....	6
(2)人材需要の動向等社会の要請.....	13
ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的.....	13
イ 上記アが社会的, 地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠.....	14

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

金沢大学医薬保健学域医学類は、1862年に加賀藩が設置した彦三種痘所を源流とし、昭和24年に金沢大学医学部となった。金沢大学は、平成16年に本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定した。また、平成20年4月には、これまでの学問領域の枠組みを越えた、幅広い知識と、それを活用する問題解決型能力の涵養の実現のため、8学部25学科であった学士課程を3学域16学類に改組し、学域学類制をスタートさせ、現在の金沢大学医薬保健学域医学類を設置した。医学類は、教育理念として「人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者の育成を図ることにより、世界の医療、健康、福祉及び医学研究に貢献する」ことを掲げており、その達成を医学類の使命としている。

これまででも、石川県、北陸のみならず全国に医師を輩出している。平成21年度に「緊急医師確保対策」により5名（石川県枠）の臨時定員増を、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」により7名（石川県枠5名、富山県枠2名）の臨時定員増を実施し、合計12名（石川県枠5名、富山県枠2名）の臨時定員増を維持してきた。これにより、例えば、能登北部医療圏の常勤医師数のおよそ4分の1をこの地域枠で賄うなど、地域の医師確保に貢献している。

また、優秀な医師を養成するのみならず、基礎医学研究者および研究を通して明日の医療を開拓する人材（研究医 physician scientist）の育成にも努めており、平成24年度から学士課程在学時から研究医養成を行うメディカルリサーチトレーニングプログラム（以下、「MRTプログラム」という。）をスタートさせ、これまで52名の修了者を輩出した。令和3年度には、「次代の法医学者および地域関連人材の養成」が基礎研究医養成活性化プログラムに採択されるなど、基礎研究医養成にも力を入れている。

さらに、令和6年度には、高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）に採択された。高度な臨床・研究能力を備えた医師の継続的・安定的な養成を目指し、「金沢学術アカデミー」を設置し運営をしている。医学生が金沢学術アカデミーに所属し、基礎的なレベルから高度なレベルまでの医学的知識と研究倫理、実験技術とデータの解釈を修得できる仕組みとなっている。

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

① 地域の医師養成

石川県は、相対的な指標である医師偏在指標において、県全体では医師多数地域であるが、能登北部医療圏は、医師偏在指標において、330地域中287位となるなど、医師少数地域であるほか、能登中部医療圏や南加賀医療圏が人口当たり医師数で全国平均を下回

っているなど地域偏在がみられる。これまで医学類が実施してきた地域枠は、医師少数地域へ派遣するプログラムとなっており、令和7年4月1日時点で13名の医師を派遣し、医師少数地域の医師確保に貢献しているとともに、能登北部医療圏の常勤医師数のおよそ4分の1を地域枠で養成した医師で賄っている。また、将来的に人口減少が見込まれるものの、高齢者の増加等を見据えると、これまでの医療提供体制を引き続き維持していく必要があると考えられている。

富山県では、直近の医師偏在指標で本県は238.8と下位33.3%に入っていないものの、全国平均255.6を下回っており、かろうじて医師中程度県となっている。また、令和4年の三師調査において、富山県の医師数は50代以上が52%以上(1,441/2,752)を占めており、全国の約49.5%と比較して高齢化の傾向がみられる。令和6年4月に施行された医師の働き方改革や女性医師のライフステージへの配慮等も踏まえると、臨時定員を継続して医師確保に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえ、石川県及び富山県と協議を行った上で、文部科学省から9名(石川県枠7名及び富山県枠2名)の地域医療のための臨時定員増の申請することが認められた。

② 研究医養成

今後の医学教育の在り方に関する検討会中間取りまとめ(今後の医学教育の在り方に関する検討会 令和5年9月)は、「国内の分野別論文数の推移を見ると、臨床医学分野は、2005(平成17)年以降増加しており、他分野に比べると増加率は高い。一方、基礎生命科学分野は、2000(平成12)年以降、横ばい傾向が続いている。諸外国と比較すると、基礎生命科学分野の論文数、臨床医学分野の論文数共に米国や中国の増加率が高く、我が国の地位は低下を続けている。Top10%論文数についても同様の傾向がみられ、特に基礎生命科学分野の論文数は横ばいから減少傾向がみられる。」と指摘している。医学分野における研究力は、新規治療法の開発やイノベーション創出の源泉であり、その研究力の低下は我が国の国力の低下につながる問題であると認識している。医学類では、研究医の養成は、地域医療を支える臨床医の養成と並ぶ重要な使命と認識している。

このことを踏まえ、昨年度に引き続き、文部科学省から2名の臨時定員増の申請することが認められた。

ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

① 収容定員変更する学類の趣旨目的

本学ではこれまで個別に行われてきた医療系教育を相互に連携して、また、より柔軟に対応できるための一括した組織として全国に先駆けて「医薬保健学域」を設立した。この教育体系を構築した大きな背景は、医療が単に生命体としてのヒトの寿命を延伸するためではなく、より健康で生活できる予防医学と高度に発展した個別化医療および福祉の充実が最も重要となってきたことによる。

そのため、医薬保健学域では、医療とそれを支える日進月歩の学問に対応可能な高度な

専門性を追求するとともに、高い倫理観をそなえ、患者本位の全人的医療に貢献できる医・薬・保健の専門職業人を育てることに重きを置いている。同時に医学、薬学、保健学の多分野の教育研究資源の共有化と人的交流を図り、未来の最先端医療を担う人材育成と、社会に貢献し得る教育研究を推し進めていくカリキュラムが編成されている。

医学類では、医師として必要な専門的知識及び基本的技能のほか、幅広い教養、高い倫理観を身に付け、患者中心の全人的医療を推進できる人材を養成する。探求心・研究心をもって継続的学習を行い、最新の科学研究を理解する事ができる人材を養成する。

②教育内容

この人材養成の理念の下、本学類においては、以下のとおりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定する。

《ディプロマ・ポリシー》

医学類の教育理念は「人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者の育成を図ることにより、世界の医療、健康、福祉及び医学研究に貢献する」である。学士(医学)の学位を授与される学生は、以下の学修成果を上げた者とする。

学修到達目標

A. 知識及び技能

- ・基礎医学・社会医学領域における専門的な知識を身につける。
- ・臨床医学領域について専門的な知識を身につける。
- ・診断及び治療の基本的技能を修得する。
- ・自ら必要な課題を発見し、自己学習によってそれを解決する姿勢を身につける。

B. 研究心

- ・科学的根拠に基づく医療の評価と検証の必要性を理解する。
- ・探求心・研究心をもって生涯にわたる継続的学修を行うことが出来る。
- ・科学研究の最新情報を収集・実践できる能力を持っている。

C. 倫理観

- ・患者の自己決定権の重要性を理解する。
- ・自分自身の行動を省察し律することができる。
- ・医師としての社会的責任を理解する。
- ・価値観の多様性を理解する。
- ・幅広い教養を背景に、患者本位の医療を実践出来る。

D. 地域医療

- ・地域における医療・保健・福祉などの連携を理解する。
- ・医療の経済的側面を理解する。

E. コミュニケーション

- ・患者・家族等と良好な関係を築く。
- ・他の医療従事者との連携を重視する。
- ・強い責任感, 指導力, 意思疎通能力をもって, 効率よく問題解決に当たる事が出来る。
- ・英語による国際的なコミュニケーション能力を身に付ける。

F. 危険・事故の予防

- ・医療従事者の健康管理の重要性を理解している。
- ・医療事故に遭遇した際の対処法について理解している。
- ・医療過誤に関連した医師の責任と罰則規定を理解している。

《カリキュラム・ポリシー》

医学類の教育理念は「人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者の育成を図ることにより、世界の医療、健康、福祉及び医学研究に貢献する」であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、全学共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育課程については、カリキュラム・ツリーやナンバリングを用いてその体系性や構造を明示する。

1. 教育内容

1年次には共通教育科目および学類専門科目、2年次以降は基礎医学および臨床医学基礎、4年次以降は診断学実習を経て、医療機関での診療参加型臨床実習を実施する。

2. 教育方法

1年次には、共通教育科目の履修を通して幅広い教養の修得を行うとともに、早期から医師としてのプロフェッショナリズムを惹き起させるため、「医学入門」「早期医療体験」等の医学の導入的カリキュラムである基礎科目を実施する。さらに、医学的課題の解決に取り組むために必要な科学的理論と方法論を理解し、生涯にわたる自己学修の能力および習慣を身に付けるため、課題探究型プログラム「プレゼン・ディベート論」等のアクティブラーニングによる学習法を取り入れる。なお、世界的に活躍できる医療者・医学研究者の育成を図るため、夏季研修期間を中心として提供される「国際交流プログラム」や選択臨床実習で海外での実習体験等のカリキュラムも、全学年にわたり、各年次のレベルに合わせて取り入れていく。

2年次以降は、科学的根拠に基づく医療を行なえる能力を身に付けさせるため、基礎医学および臨床医学を関連付けた統合カリキュラムを実践する。同時に、医学研究を担うために適切な基礎となる知識、技能および態度を修得し、科学的探究心を涵養するため、「基礎研究室配属」、「医学研究特設プログラム」等を提供する。

4年次以降は、「基本的臨床手技実習」、「臨床医学チュートリアル」やケーススタデ

ィを通して実際の臨床に段階的に関わらせて患者中心の医療および保健活動を実践できる基盤を構築する。

《アドミッション・ポリシー》

医学類は、学校教育法に基づく大学における医学の正規の課程に相当し、卒業者は医師国家試験の受験資格を与えられ、合格することによって医師としての資格を得ることになる。

その上で、医学類では、社会の変化に適応しつつ、多様かつ高度な医療ニーズに応え、プロフェッショナルな医師として成長・発展することが期待できる人材を受け入れる。

明確な目的意識と強い使命感を有し、知識や技能の習得能力、論理的及び倫理的な思考力、協調性を有する人材を求めて選抜を行う。

なお、外国人留学生については、医師国家試験が日本語で行われる関係上、相応の日本語能力を求める。

③増員する収容定員の設定

令和8年度の医薬保健学域医学類の入学定員を11名増員し、111名とする。

11名の内訳は、地域枠9名（石川県枠が7名及び富山県枠が2名）並びに研究医枠が2名である。なお、この地域枠の人数は、石川県及び富山県と本学の間で協議し、合意した人数である。

この内容について、令和7年7月29日付で文部科学省及び厚生労働省から、臨時入学定員増の要望を認める旨通知があり、本申請を行うに至った。

④学生納付金の額と設定根拠

学生納付金については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文科省令第16号）に基づき、同省令に掲げる授業料、入学料及び検定料の額を標準とし、本学において設定する。

エ 学生確保の見通し

A 学生確保の見通し

以下のことから、11名の臨時定員増を行ったとしても、学生を確保することができると考えられる。

① 金沢大学医学類の入学状況

過去5年間の医学類全体の入試状況は表1のとおりである。志願倍率が約3倍となるなど、高い志願倍率で入学者選抜ができています。

表1 過去5年間の医学類入試状況

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
募集人員※	111	111	111	111	111	111
志願者数	404	350	290	338	394	327
志願倍率	3.64	3.15	2.61	3.05	3.55	2.95
入学者数	111	111	111	115	116	110
充足率	1.00	1.00	1.00	1.04	1.05	1.00

※募集人員には、理系一括入試募集分1名を含めない。

② 地域枠

増員する11名のうち、9名は地域枠に充てる。そのうち7名が石川県枠、2名が富山県枠である。

金沢大学医薬保健学域医学類では、これまでも石川県枠及び富山県枠の特別枠を設けた特別入試を実施している。平成21年度に「緊急医師確保対策」により5名（石川県枠）の臨時定員増を、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」により7名（石川県枠5名、富山県枠2名）の臨時定員増を実施し、令和6年度まで12名（石川県枠10名、富山県枠2名）、令和7年度は10名（石川県枠8名、富山県枠2名）として、継続して学生募集を行ってきた。

その志願者数、志願倍率、受験者数、受験倍率、合格者数、競争倍率及び入学者数の推移は、表2-1及び表2-2のとおりである。令和3年度以降の平均志願倍率は、石川県枠は約1.9倍、富山県枠は0.6倍となっている。

なお、令和8年度以降の富山県枠の学生確保に向け、富山県と協議し、次の方策を行う。

- 卒業後の選択診療科の拡充
- 恒久定員枠からの特別入試・総合型選抜（地元育成枠：富山県を含む北陸枠）を設定し、不合格となった場合の翌年度以降の出願を可能とする制度の見直し
- 「キャリア形成プログラム」及び「キャリア形成卒前支援プラン」の一層の周知及び広報
- 診療参加型実習、特に基幹領域のローテーションの臨床実習において、富山県内14の教育提携医療機関でも実習できる体制の維持及び情報発信

また、その内容を各高等学校や生徒に対して周知するため、「高校長と進路指導担当教諭を対象とした懇談会（令和7年7月22日開催）」、「キャンパスビジット（オープンキャンパス）（5月及び8月に開催。延べ7,091名参加）」、「ステークホルダー協議会（令和7年10月31日開催予定）」を実施・計画している。また随時「キャンパスツアー」を高校側から受け付けるほか、担当教員による富山県内の高等学校を個別に訪問するなどの学生募集活動を強化している。引き続き、富山県枠の定員充足に向け、学生募集活動及び運用改善を図る。

表 2-1 金沢大学学校推薦型選抜Ⅱ（推薦入試Ⅱ）特別枠（石川県枠）の志願者数等の推移

入試年度	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	受験倍率 ^(注1)	合格者数	競争倍率	入学者数
H21年度	5	28	2.8	28	2.8	5	5.6	5
H22年度	10	34	3.4	33	3.3	10	3.3	10
H23年度	10	34	3.4	34	3.4	10	3.4	10
H24年度	10	24	2.4	24	2.4	7	3.4	7 ^(注2)
H25年度	10	38	3.8	31	3.1	9	3.4	9 ^(注2)
H26年度	10	32	3.2	30	3.0	10	3.0	10
H27年度	10	38	3.8	30	3.0	10	3.0	10
H28年度	10	43	4.3	30	3.0	10	3.0	10
H29年度	10	45	4.5	30	3.0	10	3.0	10
H30年度	10	30	3.0	29	2.9	10	2.9	10
H31年度	10	27	2.7	24	2.4	7	3.4	7 ^(注2)
R2年度	10	35	3.5	29	2.9	10	2.9	10
R3年度	10	12 ^(注3)	1.2	6	0.6	6	1.0	6 ^(注2)
R4年度	10	15 ^(注3)	1.5	10	1.0	10	1.0	10
R5年度	10	23	2.3	15	1.5	10	1.5	10
R6年度	10	18	1.8	10	1.0	10	1.0	10
R7年度	10	28	2.8	11	1.1	10	1.0	10

注1 受験倍率が3倍前後なのは、志願者数が募集人員に対して3倍程度を超えた場合には、3倍程度になるように大学入試センター試験の配点による成績の総得点により第1次選考を行うため。

注2 本表の入試において、本学医学類が定める合格基準を満たした学生が10名未満であったため、同入試による入学者は定員10名を下回っている。なお、定員充足のため、不足分は一般入試（前期日程）の合格者より「石川県緊急医師確保修学資金」の貸与希望者を募り、石川県による対象者の確認を経て、石川県枠とした。

注3 本学では、令和3年度に行った入試制度改革により、これまでの推薦入試をKUGS特別入試として、新たに推薦要件「KUGS高大接続プログラムでKUGS特別入試への出願が認められていること」が加わった。その結果、特別入試の出願要件を満たす志願者が少なく、地域枠の定員を満たせなかったと考えている。令和4年度入学者選抜では、推薦要件に「国立研究開発法人科学技術振興機構のグローバルサイエンスキャンパス事業の第一段階を修了した者（大学等が開講するグローバルサイエンスキャンパス事業によるプログラムにより一次選抜後に受講者を育成する二次選抜までの育成プログラムを修了した者）」を加えた他、令和2年度の高等学校長及び進路指導担当教諭との懇談会で高等学校進路指導教員から要望があった調査書に係る要件「調査書の全体の学習成績の状況が④段階に該当する者」を④からAに変更することとし、本学では令和3年7月に実施した高等学校長及び進路指導担当教諭との懇談会でKUGS高大接続プログラムの周知と合わせて、推薦要件の追加及び調査書に係る要件変更の周知を行った。石川県からは県内の高等学校及び実績のある富山県・福井県の高等学校へ石川県緊急医師確保修学資金の募集要項を9月中旬に発送するなど、志願者確保に取り組んでいる。その結果、地域枠の入学志願者数は増加傾向にある。

表 2-2 金沢大学学校推薦型選抜Ⅱ（推薦入試Ⅱ）特別枠（富山県枠）の志願者数等の推移

入試年度	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	受験倍率	合格者数	競争倍率	入学者数
H22年度	2	4	2.0	4	2.0	2	2.0	2
H23年度	2	3	1.5	3	1.5	1	1.5	2
H24年度	2	7	3.5	7	3.5	2	3.5	2
H25年度	2	3	1.5	3	1.5	2	1.5	2
H26年度	2	4	2.0	4	2.0	2	2.0	2
H27年度	2	7	3.5	6	3.0	2	3.0	2
H28年度	2	2	1.0	2	1.0	2	1.0	2
H29年度	2	2	1.0	2	1.0	2	1.0	2
H30年度	2	2	1.0	2	1.0	2	1.0	2
H31年度	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0(注4)
R2年度	2	1	0.5	1(注5)	0.5	0	0.0	0(注4)
R3年度	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0(注4)
R4年度	2	2	1.0	2	1.0	2	1.0	2
R5年度	2	1	0.5	1	0.5	1	1.0	1
R6年度	2	1	0.5	1	0.5	1	1.0	1
R7年度	2	2	1.0	2	1.0	1	1.0	1

注4 平成31年度入試以降の入学者数が0名となっているが、令和元年7月及び9月に富山県厚生部が富山県内の高等学校（5校）において、「富山県地域医療確保修学資金貸与制度」について説明する機会を設けている。また、令和2年10月には、富山県と本学との間で地域枠に関する打合せを実施し、令和2年度の高等学校長及び進路指導担当教諭との懇談会で高等学校進路指導教員から要望のあった調査書の学習成績概評の要件を令和4年度入学選抜から④をAに変更すること、富山県における卒業後従事する診療科の指定緩和について協議した。富山県からは、教育委員会と連携し周知に努める旨及び診療科の指定については、状況を踏まえ、必要に応じて富山大学や本学と相談しながら検討を進めるとの回答を得た。令和3年7月には、富山県の高等学校に公開講座の講師を派遣した際及び同月に実施の高等学校長及び進路指導担当教諭との懇談会で KUGS 高大接続プログラムの周知と合わせて、推薦要件の追加及び調査書に係る要件変更の周知を行った。また、令和3年7月に実施した厚生労働省及び文部科学省と富山県及び本学とのヒアリングにおいても発言があったとおり、富山県と本学の双方が、両者の関係性は地域性を鑑みても強いとの認識を有し、実際に富山県の医療機関等で本学卒業の医師が多く活躍していることから、本学において富山県の地域枠を設定することは有意義である。令和3年8月には、卒業生が本学医学類に推薦入試（学校推薦型選抜Ⅱ）で入学した実績のある高等学校に対し、KUGS 高大接続プログラムの案内した他、富山県の高等学校の進路指導担当教諭に状況確認を行うなどの志願者確保のための対策を取っており、引き続き地域医療に従事する医師確保のため、地域枠の充足に向けた必要な対策に努めていく。

注5 令和2年度には志願者が1名いたが、合格基準を満たさなかったため、合格者はいない。

地域枠の入学選抜は、通常の選抜とは別に行い、入学時点で卒業後に当該地域で医師として活躍することを確約している。志願者及び合格者の出身地の内訳は表 3-1 及び 3-2 のとおりである。本学医学類卒業生の傾向では、地元出身の方が他県出身者よりも地元定着率は高い。表 3-1 及び表 3-2 のとおり、石川県枠、富山県枠ともに、志願者及び合格者のほとんどが石川県出身者、富山県出身者で占めており、確約通り、石川県、富山県での従事が期待できる。

表 3-1 石川県枠出身地（高等学校所在地基準）

入試 年度	志願者		合格者	
	石川県	その他	石川県	その他
H21 年度	25	3	5	0
H22 年度	31	3	10	0
H23 年度	29	5	9	1
H24 年度	22	2	7 (3 ^{注6})	0
H25 年度	37	1	9 (1 ^{注6})	0
H26 年度	30	2	9	1
H27 年度	35	3	9	1
H28 年度	43	0	10	0
H29 年度	43	2	10	0
H30 年度	29	1	9	1
H31 年度	26	1	7 (3 ^{注6})	0
R2 年度	32	3	10	0
R3 年度	12	0	6 (1 ^{注6})	0
R4 年度	15	0	10	0
R5 年度	20	3	8	2
R6 年度	17	1	9	1
R7 年度	28	0	10	0

注 6 一般入試（前期日程）の合格者より「石川県緊急医師確保修学資金」の貸与希望者を募り、石川県による対象者の確認を経て、石川県枠とした。（ ）の数字は外数。

表 3-2 富山県枠出身地（高等学校所在地基準）

入試 年度	志願者		合格者	
	富山県	その他	富山県	その他
H22 年度	4	0	2	0
H23 年度	3	0	2	0
H24 年度	7	0	2	0
H25 年度	3	0	2	0
H26 年度	3	1	1	1
H27 年度	7	0	2	0
H28 年度	2	0	2	0
H29 年度	2	0	2	0
H30 年度	2	0	2	0
H31 年度	0	0	0	0
R2 年度	0	1	0	0
R3 年度	0	0	0	0
R4 年度	2	0	2	0
R5 年度	1	0	1	0
R6 年度	0	1	0	1
R7 年度	2	0	1	0

③ 研究医枠

研究医枠について、令和 7 年度入試を実施し、その志願者数、志願倍率、受験者数、受験倍率、合格者数、競争倍率及び入学者数の推移は、表 4 のとおりである。研究医枠の学生確保についての参考資料として MRT プログラムの参加実績を表 5 のとおり示す。こ

れまでも1年次から研究活動に興味を持ち、プログラムへ参加する学生は、令和4年度以降の過去3年では、年間8～15名の学生が1年次に登録しており、2名以上の学生のニーズはある。

さらに、研究医枠の学生確保のため、志願者候補となる高校生に対して、次の方策を行う。

- キャンパスビジット、高等学校へ出向いての進学説明会、予備校での進学説明会、高校長進学指導者説明会、ステークホルダー協議会などで周知・広報活動を行い、人材を確保する。
- 高大院接続型入試として、金沢大学STELLAプログラムをはじめとする国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代科学技術チャレンジプログラムなどで活動実績のある高校生への周知・広報活動を行う。

表4 金沢大学医学類・高大院接続入試の志願者数等の推移

入試年度	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	受験倍率	合格者数	競争倍率	入学者数
R7年度	2	2	1.0	1	0.5	1	1.0	1

表5 入学年度別MRTプログラム登録者数（単位：名）

入学年度	登録時の学年	
	1年次	2年次以降
R4年度	15	16
R5年度	10	16
R6年度	8	17
R7年度	8	-

研究医枠の入学選抜は、通常の選抜とは別に行い、入学時点で卒業後に金沢大学附属病院での臨床研修と大学院医薬保健学総合研究科又は先進予防医学研究科への入学の確約を受験の要件として課す。

B 新設学部等の分野の動向及び競合校の状況

医師養成の学士課程の入学定員については、原則増員が認められていない。近年の医師不足や偏在の状況に鑑み、特別に臨時的な定員増が認められており、本申請はそれを継続するものである。前述のとおり、これまでも定員を充足できている。

C 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

石川県は、高等教育機関の集積が高く、人口あたりの高等教育機関の数は、全国1位である。また、リクルート進学総研マーケットレポート2024によると、自県内の大学・短期大学入学者に対する自県内の高校出身者の割合（レポートでは、この割合を「地元残留率」と

称している。)は、表5のとおりである。近年は、全国的に横ばい傾向にあり、石川県は、全国平均より高い状態が続いている。

表5 全国及び地元残留率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	44.8	44.8	44.8
石川県	47.6	47.8	49.0

しかし、本学における入学者及び志願者に占める石川県内出身者の割合は、表6のとおり、令和5年度からの3か年平均で、25.7%及び23.26%となっており、他県からの入学者が多いことがわかる。石川県内の進学だけでなく、全国的な進学需要もあることから、定員充足に問題はないと考える。

表6 本学志願者数び入学者における石川県出身者の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
志願者	20.5	24.8	24.5
入学者	24.1	27.0	26.2

D. 既設学部等の学生確保の状況

令和5年度以降の学士課程の入学試験の状況は、表7のとおりである。なお、本学では、令和3年度入学試験から、後期日程試験を廃止し、前期日程試験に一本化している。どの学域においても約2倍の志願倍率を確保できており、定員を充足すると考えられる。

表7 本学の入試状況

令和5年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
融合学域	85	137	1.61	132	89	1.05
人間社会学域	603	1,137	1.89	1,067	621	1.03
理工学域	511	956	1.87	927	529	1.04
医薬保健学域	377	1,004	2.66	868	388	1.03
一括入試	150	801	5.34	700	150	1.00
計	1,726	4,035	2.34	3,694	1,777	1.03

令和6年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
融合学域	150	326	2.17	304	163	1.09
人間社会学域	603	1,121	1.86	1,050	623	1.03
理工学域	551	963	1.75	926	572	1.04
医薬保健学域	377	974	2.58	787	392	1.04
一括入試	155	471	3.03	398	155	1.00
計	1,836	3,855	2.28	3,694	1,905	1.04

令和7年度

年度	入学定員(A)	志願者数(B)	志願倍率(B/A)	受験者数	入学者数(C)	定員充足率(C/A)
融合学域	150	258	1.72	236	163	1.09
人間社会学域	606	1,242	2.05	1,169	628	1.04
理工学域	556	946	1.70	904	581	1.05
医薬保健学域	377	956	2.54	830	382	1.01
一括入試	146	591	4.05	491	146	1.00
計	1,836	3,993	2.17	3,630	1,900	1.03

(2) 人材需要の動向等社会の要請

ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

医薬保健学域及び医学類の人材養成の目的は、次のとおりである。

【医薬保健学域】

高齢化・少子化や疾病構造の変化を背景に、日常生活の質 [Quality of Life(QOL)] を重視した患者本位の全人的医療の提供のため、関連する医学、保健学及び薬学の分野が相互に協力して、統合的な医療教育を行い、人間性を重視し、総合的な能力を有する高度医療人及び研究者を養成することを目的とする。

【医学類】

早期体験実習(アーリー・エクスポージャー)、基礎配属での医学研究体験、コア・カリキュラム対応統合型教育、小人数チュートリアル教育、地域医療臨床実習及び診療参加型臨床実習(クリニカル・クラークシップ)などを実施するとともに、全国共用試験 Computer

ー based Test(CBT) や客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination ; OSCE)で臨床前教育の充実を図り，幅広い教養，豊かな感性，人間への深い洞察力及び問題解決・コミュニケーション能力を備え，全人的医療ができる能力を身につける教育を行い，人間性を重視し，かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者を養成することを目的とする。

イ 上記アが社会的，地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

医学類は，医師を養成する学士課程である。平成 21 年度及び 22 年度にかけて臨時の入学定員増が認められ，令和 7 年度まで継続して臨時の入学定員増が認められている。

前述のとおり，石川県及び富山県では，医師の地方偏在等が問題となっており，本学医学類における地域枠を要件とした医学類の臨時定員増の継続を希望しており，人材需要があると言える。

過去 5 年における医学類学生の卒業後の進路は表 8 のとおりである。医学類を卒業した後，95%近くの学生が臨床研修医として活躍している。

表 8 医学類学生の卒業後の進路

	卒業生数	臨床研修医	進学・就職者	その他
R 元年度	121	112	2	7
R2 年度	111	106	0	5
R3 年度	111	101	0	10
R4 年度	123	110	0	13
R5 年度	121	114	1※	7

※臨床研修医と兼ね、臨床研修医の内数である。

また，研究医については，先述の今後の医学教育の在り方に関する検討会中間取りまとめでは，国に対して研究医枠増員の促進を求めていることから，医学類が行う研究医養成についても社会的な需要があると言える。

これらのことから，本学類において養成する人材は，社会的，地域的な人材需要のニーズを的確に踏まえたものであると判断できる。

教 員 名 簿

学 長		又	は	校 長	の	氏 名	等
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)	
—	学長	ワダ タカシ 和田 隆志 <令和4年4月>		医学博士		金沢大学 学長 (令和4.4～令和8.3)	